

令和2年度 第2回 滋賀地方最低賃金審議会資料目次

令和2年7月28日

資料	1	滋賀県最低賃金の改正決定に係る意見書 P 1
資料	2	中央最低賃金審議会 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申) P 7
資料	3	滋賀県景況調査結果報告書 2020年度第1四半期 P 13
資料	4	消費者物価指数(大津市) (令和2年(2020年)6月分) P 39
資料	5	賃金動向 毎月勤労統計調査 賃金指数 滋賀と全国の比較 P 49
資料	6	2019年工業統計調査(2018年実績)結果 P 51
資料	7	生活保護費と最低賃金の比較について P 53
資料	8	滋賀県最低賃金改正状況一覧 P 55

別冊資料 1 令和2年度 中央最低賃金審議会配布資料

別冊資料 2 令和2年 最低賃金に関する基礎調査結果 滋賀労働局

滋賀地方最低賃金審議会 御中

最低賃金を引き上げくらしの改善、中小企業支援で経済危機からの立て直しを

2020年7月

滋賀県労働組合総連合 事務局長 山元大造

私は最低賃金を早急に全国一律 1000 円以上、近い将来 1500 円以上に引き上げるべきだとの立場から意見を述べます。

「雇用か賃金か」ではない議論を

6月26日中央最低賃金審議会の目安諮問の際、加藤厚生労働大臣は「雇用か賃金か、慎重な選択を求め」と雇用を守るために賃金を抑制すべきともとれる諮問を行いました。この「雇用か賃金か」を天秤に乗せる感覚そのものが誤りです。2008年のリーマンショックの際、欧米各国では労働者の賃金を引き上げることで内需拡大を図り経済危機を乗り切ってきました。しかし日本では雇用を崩壊させ、賃金を抑制し、拡大する貿易に依拠して「経済改善」を進めました。その結果、国民の消費購買力は向上せず、深刻なデフレから抜け出せなくなりました。経済危機を乗り切る口実に、賃金を抑制する「誤り」を繰り返してはなりません。

新型コロナウイルスが蔓延する中で多くの中小企業は政府の支援策を活用しながら事業の継続と雇用の維持に努力されています。このことに敬意を表するとともに現況の経済危機を乗り越えるためにも、経営努力に報いるためにも最低賃金の引き上げが可能となる支援の強化が必要です。

産業別非正規労働者比率/2019年

産業別	非正規率
農林・漁業	54.5%
製造業	38.0%
卸売業・小売業	50.1%
宿泊・飲食サービス業	75.5%
生活関連サービス業	58.7%
医療・福祉	38.6%
上記以外のサービス業	50.3%
教育・学習支援業	40.5%
公務	16.5%

※総務省統計局労働力調査（基本集計）

新型コロナウイルスの蔓延による混乱の中でも求められているのは雇用の安定を図り、最低賃金を引き上げ、非正規雇用労働者の労働条件を引き上げ、中小企業への大胆な財政支出などの実施によって、経済の循環を大企業・富裕層だけでなく国民全体に広げることです。

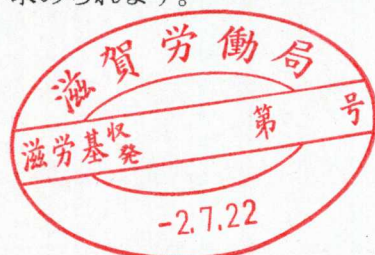
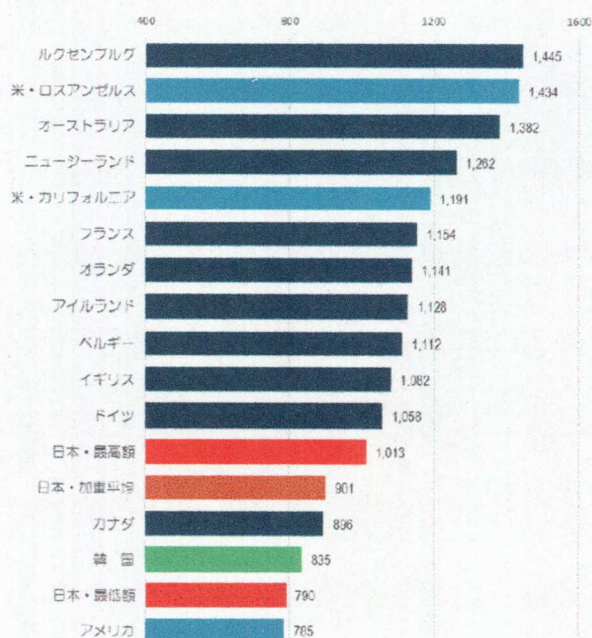
産業別でみると新型コロナウイルス感染拡大を防ぎながら活躍する労働者の現場では、その多くが最低賃金近くで働いている非正規労働者です。これらの労働者と産業を支え、日本経済の発展とこの国に住む人達の暮らし・健康を守るためには最低賃金の

の引き上げが必要です。

国際的にみても低い日本の最低賃金

IMFは「日本の最低賃金は先進国のそれを下回っており、平均賃金比でも最低クラスになっている」と指摘、OECDは日本の最低賃金が「OECD諸国の中で最も低い」としています。そもそも、現行の日本の最低賃金額では生活することが困難なのは明らかです。これは恥ずべきことではないでしょうか。最低賃金の引き上げ、合わせて全国一律化が求められます。

2019年最低賃金の国際比較（為替レート）



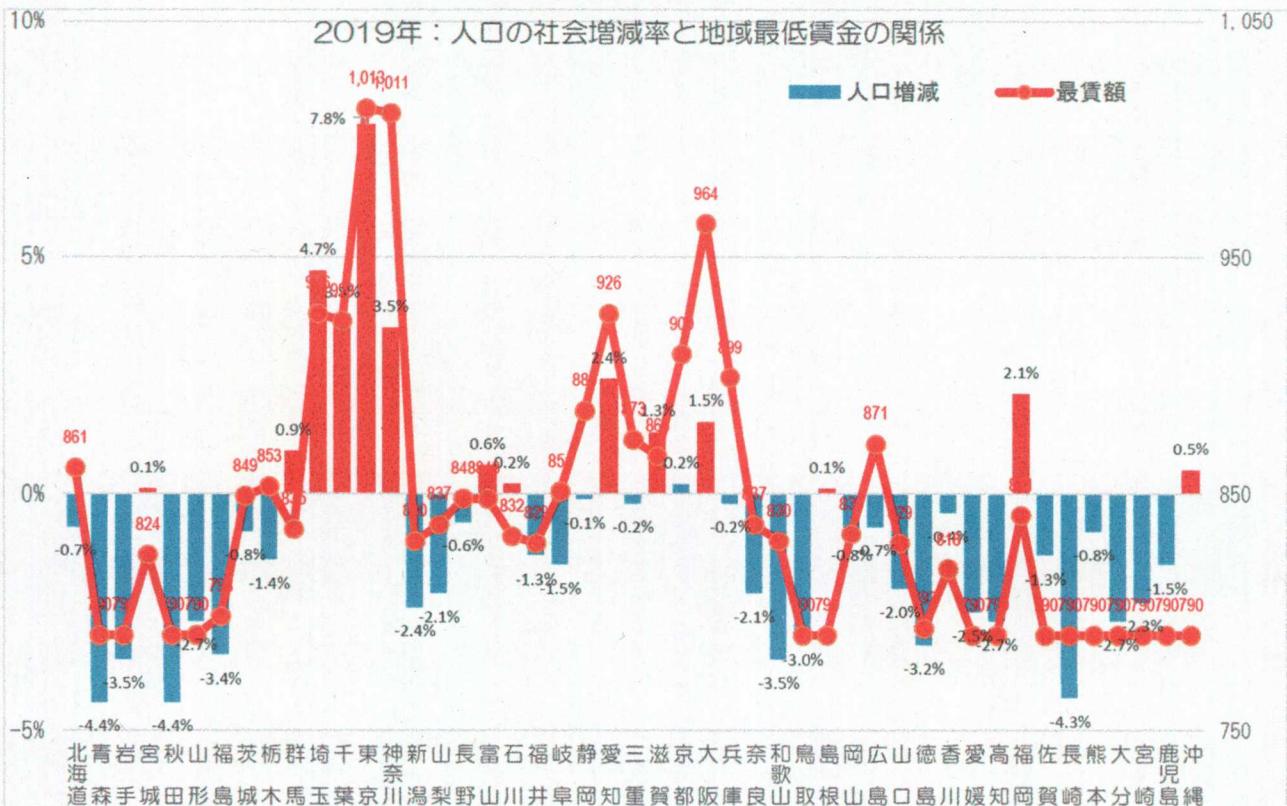
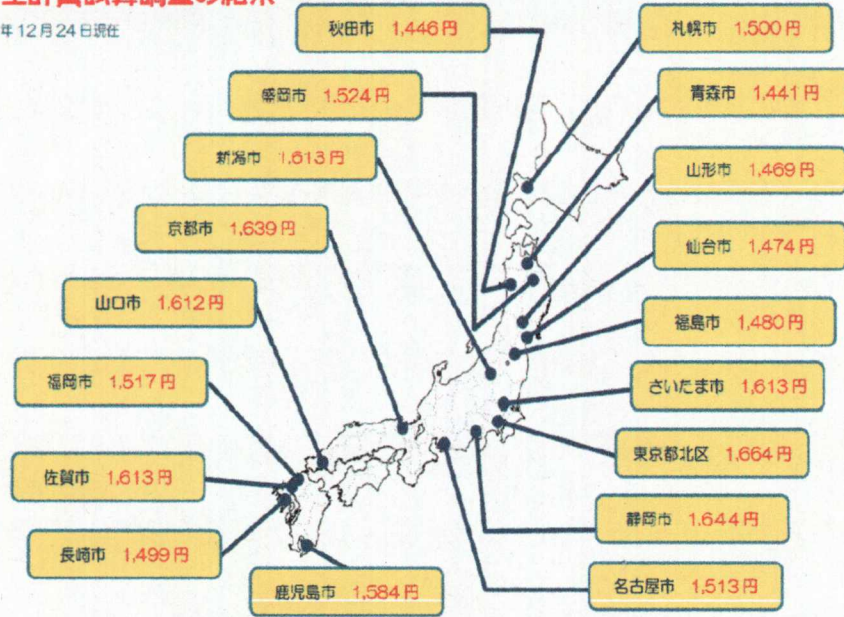
地域差と生計費

人事院が公表している標準生計費は2019年の単身世帯（月額）の最高額236,300円（兵庫）、最下位は89,007円（和歌山県）となっており、あまりの差に頭をかきげてしまいます。私たちの仲間が全国で行った最低生計費試算調査によれば全国それほどの差はありません。東京など、Aランクの地域は生活費も高いと言われますがその実態は現れません。現行の最低賃金は一番高い東京と低い地域との差は223

全国どこでも変わらない生計費 （男性・月150時間労働）

最低生計費試算調査の結果

2019年12月24日現在



円、東京と滋賀との差は 147 円です。この差が人口の流出入に影響していると考えられます。大都市は人口密集、地方は過疎になっています。都道府県別人口の社会的増減率と地域最低賃金のグラフを重ねてみると最低賃金の高い都府県への人口の集中が顕著になっています。今回の新型コロナウイルスの感染を深刻にしている一因として大都市圏への人口集中が影響しているという指摘もあります。一極集中の弊害ならば、人口集中に歯止めをかける具体的な施策が望ましいと考えます。このことから全国一律の最低賃金制度が求められます。

この間私たちが受けた労働相談で、低賃金と雇用の不安定さに悩まされる人たちの声に多数出会いました。雇用の継続も不安定で先が見えない、賃金については明細すら出されず本当に働いた分だけ支払われているのかわからない、1 時間の額は 870 円だ、意見を言ったら辞めさせられるのではないかと感じる、という人にも出会いました。問題はいろいろあるわけですが、少なくとも生活するに足りない低い最低賃金額を定めることは、事業主がその事業の体力と関係なく低い賃金で働かせることを法的に肯定することだと考えます。日本国憲法は第 13 条で「すべて国民は個人として尊重される」と定めており、ひとり一人が独立した存在として生活できることを保障しています。しかし今の日本の最低賃金制度はそれを保障する水準には達していません。真に求められる賃金水準は、「8 時間働いたら、人間らしくくらせる賃金」の保障です。賃金の決定は「労働者の生計費」の視点が重要です。ほとんどの労働者が賃金に依存して生活を組み立てているのですから、賃金は生存権を保障する水準で支払われるべきです。

中小企業を支える支援策を

最低賃金の凍結や抑制は、経済に対する負の効果しかありません。消費を向上させるためには賃金の底上げが最も効果的です。それには地域間格差を解消し全国どこでも最低生計費を保障する額まで引き上げることが必要です。同時にそれを支える使いやすい中小企業の願いに寄り添った行政の迅速な支援策の拡充が必要です。大幅引き上げへの筋道をつくっていただくと同時に、このことを国などに上申していただくよう強く求めます。

終わりに

最低賃金を巡っては、かつてない状況にあると言えます。差異はありますが先の参議院議員選挙では与党も含め、ほとんどの政党が引き上げるべきだとの公約をかかげました。労働、雇用を取り巻く状況の変化が起こっています。私たちが最低賃金引き上げの宣伝を街頭でしていると、通行人が我が事と受け止める姿が多々あり明らかに 10 年前と反応が違います。最賃引き上げは現在の社会の強い要請だと考えます。

昨年、傍聴者に資料が配られないなど、昨今の情報公開の到達に照らし合わせても著しく後退した姿が審議会事務局にありました。決して繰り返さないことを求めます。また、最賃への県民の関心を高めるために審議のすべての公開をおこない、世論において活発な意見交換がなされるように労働局としての努力を求めます。公労使それぞれの立場であっても、最低賃金近くで働く労働者のくらしを見据えて議論されることを心から願います。滋賀の公労使各委員が一致して大幅引き上げへの道筋をつくり、全国へと波及する流れを作り出されるよう強く期待します。

以上のことから、滋賀県最低賃金審議会が県内で働く労働者の期待に応え、憲法で保障されている生活と、生計費などの実態に即した最低賃金の改正を行われるように重ねて求めます。以上意見とします。

以上

2020年7月22日

滋賀地方最低賃金審議会委員 各位

コープしが労働組合
執行委員長 衛藤 浩司

最低賃金の大幅な引き上げと全国一律最賃制度の実現を求める意見書

1. コープしが労組の概要について

コープしが労働組合は、全国生協労働組合連合会に加入し、生活協同組合コープしがと生協関連職場で働くなかまを組織しており、県内で約 1,000 人を組織し、その6割を超えるなかまが非正規雇用労働者となっています。運動方針の柱として、生協や関連企業で働くすべての労働者の組織化と均等待遇の実現と、どこでもだれでも8時間働いたら暮らせる社会、最低賃金 1,500 円をめざしています。

2. 2020年最低賃金改定にあたって

新型コロナウイルス感染拡大のなか、保障制度が不十分のまま、各企業へ営業自粛要請がおこなわれた結果、非正規労働者を中心に、収入の激減や雇止めなど、低賃金労働者のくらしが直撃されました。

2019年11月に金融広報中央委員会が発表した「2019年家計の金融行動に関する世論調査」によると、金融資産非保有世帯（貯金ゼロ世帯）の割合は、「単身世帯 38%」、「2人以上世帯 23.6%」と、約3割の世帯に貯蓄がないと報告されています。新型コロナウイルスの影響により収入が途絶えた蓄えのない世帯にとって、深刻な状況となっています。

政府は当初、雇用調整助成金の支給額1日 8,330 円を上限にするとしていましたが、この額は8時間労働の時給換算で 1,041 円であり、東京の最低賃金 1,013 円とほぼ同額でした。しかし、この額ではあまりにも低すぎるとの国民の声により、15,000 円上限に引き上げられることになりました。このことで、東京の最低賃金 1,013 円では、憲法 25 条で保障されるべき「健康で文化的な最低限度の生活」ができないということが証明されました。

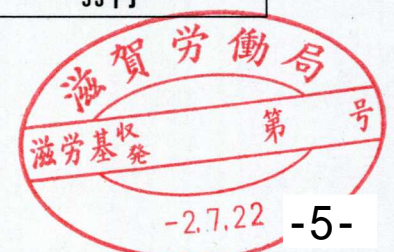
この間、生協労連が加盟する全労連の地方組織がとりくんだ生計費試算調査によると、全国どこで暮らしていても、生活に必要な費用はほぼ同じで、25歳単身者で月額 22 万円～23 万円は必要だという結果がでています。時給に換算すると 1,400 円～1,500 円以上となっています。雇用調整助成金の支給額や生計費試算調査結果からみても、いまの最低賃金は低すぎるということは明らかです。

3. 全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を

今回のコロナ禍の中で、経済にも大きな影響がもたらされました。そのひとつの要因として、労働者が都市部に集中していることによる事業の停滞です。企業が地方に分散していて、日本のどこでも経済活動ができていれば、このような事態が少しは緩和されていたのではないのでしょうか。しかし、そのためにはどこで働いていても賃金格差がないということが大前提となります。

コープしが労働組合が調査したコンビニアルバイトの最低時給は以下の通りとなっています。

	滋賀県	京都府	大阪府
最低賃金額（時間）	866 円	909 円	964 円
最低時間給（コンビニ）	870 円	909 円	965 円
滋賀県の時給との差	0 円	39 円	95 円



大阪や京都の大学・高校に入学した学生たちは、地元ではなく学校のある大阪や京都でアルバイトをしています。学生たちは大学が休校中、地元に戻って同じような仕事のアルバイトをしようと思ったけれど、大阪より 100 円近くも低く、それでは学費を稼げないため、やむを得ず大阪でアルバイトをしているという声も聞きました。そのような経験をした学生たちは、やはり大学を卒業して働くなら賃金の高い都市部へ人口流出していく傾向にあります。

どこで暮らしていても、同じ仕事には同じ賃金、同一労働同一賃金を実現させるためにも、いまのような地域間格差をなくしていかなければなりません。また、私たちは、たまたま生まれ育った地域によって賃金に格差をつけられることは、憲法第 14 条の平等原則に反することだと思っています。

4. コロナ禍の中で必要とされた労働者ほど低賃金

今回のコロナ禍の中では、医療従事者はもちろんのこと、生協を含む流通や物流業で働く労働者は、国民の命と暮らしになくてはならないものでした。しかし、そこで働く多くの人はパート・アルバイトや派遣などの非正規労働者です。そして、その賃金労働条件は劣悪で、時給はほぼ最賃に張り付いています。仕事の性格上、在宅勤務などできるわけもなく、感染への危険や心配にさらされながら働き続けています。賃金は個々の企業の努力で上げるべきだという声がありますが、国民生活になくてはならない業界全体の社会的な地位向上とそこで働く人の賃金を引き上げていくことが必要です。それには現状では、最低賃金を大幅に引き上げることが最も有効です。

一方で、休業を余儀なくされた非正規労働者は、休業補償をされても、もともとの賃金が低いため、さらにその 6 割という低額支給となっています。1 ヶ月 150 時間働いていたとして、時給 1,000 円の人で 9 万円（時給 6 割換算 600 円）、時給 800 円の場合には、月額で 7 万 2 千円（時給 6 割換算 480 円）にしかありません。休業補償があったとしても、とても生活できる金額ではありません。いまの日本は社会保障が貧弱であり、賃金に頼って生きていかななくてはならないのですから、最低賃金を大幅に引き上げる必要があるのです。

5. 景気回復と働いたら人間らしく暮らせる最低賃金へ

商工会議所や企業団体が、コロナ禍を理由とした今年の最低賃金引き上げの凍結や抑制を訴えています。しかしそれは経済回復にとってはマイナスでしかありません。消費を回復させ向上させるためには、賃金の底上げが最も効果的です。

パートやアルバイトなど、かつては家庭の補助的労働といわれてきましたが、現在ではそうではなく、一人ひとりの賃金が、生活するために必要な生計費となっています。賃金があがれば、貯蓄ではなく消費に回すことは確実です。

賃金を上げられない理由に、中小企業の労働分配率が高く、労働生産性が低いので上げられないといわれていますが、それは、適正な単価による公正取引がおこなわれていないことが主要要因となっています。公正な取引をきちんとおこなわせ、そして有効な中小企業支援対策で、賃金の底上げを図っていくべきです。経営者の賃金支払い能力に傾倒した審議にならないことを強く求めます。

そして、経済を回復させるためのあるべき最低生計費、また、すべての労働者が働いたら人間らしく暮らしていける最低賃金とは、という視点での議論をつくしてください。使用者側の利益追求のみではなく、地域経済の発展、活性化のために、抑制や凍結ではなく、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことをお願いします。

以 上

令和2年7月22日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤村 博之

令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和2年6月26日に諮問のあった令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和 2 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 2 年 7 月 21 日

1 令和 2 年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、
- ② 他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、
- ③ 雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で 1 倍を超え令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要がある

ること、

- ④ 賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目GDP成長率も大幅に下落していること、
 - ⑤ 令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること、
 - ⑥ 世界的に感染状況が拡大している中、日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相当に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること
- 等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適切と考える。

(4) 最低賃金引上げが及ぼす影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 2 年 7 月 21 日

1 はじめに

令和 2 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今回のコロナ禍の中、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならない。春季生活闘争では、労使の真摯な交渉を経て賃上げが行われており、この流れを最低賃金の改定により労使関係のない労働者にも波及すべきと主張した。

また、政労使で賃上げの重要性を確認し、ステップを踏んで最低賃金を引き上げてきた流れを止めるべきではなく、この流れを断ち切れれば、デフレ回帰を惹起しかねないと述べ、雇用の確保と企業の持続性を担保することが現下の最重要課題であることは否定しないが、そのことと最低賃金引上げの重要性は分けて考えるべきと主張した。

更に、新型コロナウイルス感染症対策の予算措置は GDP 押し上げ効果があるとされており、最低賃金発効は早くても 10 月であることから、現下の厳しさだけをもって目安の示し方を議論すべきではない。今後の日本経済の再生に向けて、内需拡大や落ち込んだ消費マインドの上昇が必要であり、労働者が生活や雇用に不安を抱える中、最低賃金を引き上げることは、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得ると主張した。

昨年度の目安答申の公益委員見解にあった通り、消費税増税による物価変動等の状況を勘案した審議を行うべきであり、とりわけ物価上昇に伴う実質賃金を維持することは基本である。今回のコロナ禍によって労働者の生活も苦しくなっていることも踏まえた審議を行うべきであり、特に、緊急事態宣言の中、社会機能を維持するために欠かせない仕事を担っているエッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者は、最低賃金近傍で働く方も少なくなく、感染の不安や恐怖と闘いながら働き続けた労働者に報いるべきであり、最低賃金の引上げは社会的要請であると主張した。

また、現在の最低賃金は最高額の 1,013 円でも 2,000 時間働いて年収 200 万円程度に過ぎず、日本の最低賃金は国際的にみても相当低位にとどまっている。最低賃金は十分なセーフティネット機能を果たし得る、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべき。今年中に 800 円以下の地域をなくすこと、トップランナーである A ランクが 1,000 円に到達する考えを堅持したいと述べた。

地域間格差は、地方から隣県や都市部への労働力流出の一因である。加えて今回のコロナ禍は、大都市への労働力集中による経済の一極集中と感染リスク増大という弊害を明らかにしたことも踏まえれば、ランク間格差縮小に向けた抜本的な対応をとる必要があり、引き続き格差是正につなげる姿勢を見せるべきだと主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、コロナ禍によって、日本経済はこれまでに経験したことのない危機的な状況に直面しており、緊急事態宣言や休業要請等は大規模な需要喪失と幅広い業種や地域に影響をもたらし、宣言解除後も以前の状況に戻っていない。とりわけ、経営基盤が脆弱な地方の中小企業・小規模事業者に甚大な影響を与え続けているとの認識を示した。

また、多くの企業が助成金等を活用した休業等を実施した結果、休業者は354万人超とリーマンショック時を2倍以上上回っている。雇用調整や解雇は今後も悪化する可能性があり、当分の間、感染症拡大防止と事業活動の両立を余儀なくされる中、今年度の力強い景気回復は期待できないとの見方が強いと述べた。

地方の中小企業・小規模事業者から最低賃金引下げを望む声が多く聞こえる中、今年度、有額の目安を示すことは、事業継続と雇用維持のため、各種給付金・助成金を受けながらろうじて持ちこたえている多くの中小企業・小規模事業者を更なる窮地に追い込むことになるとの強い懸念を示した。

近年の最低賃金は、政府の引上げ方針という時々々の事情への配慮を求められ、中小企業・小規模事業者の経営実態と乖離した状況が続いた結果、昨年度の影響率は過去最高の16.3%に達しており、全国の中小企業・小規模事業者から、年ごとに高まる影響率を考慮し、中小企業・小規模事業者の実態に基づいた納得感のある水準の決定を求める声が多く寄せられ、特に今年は、先行きの見えない深刻な経済情勢の中、引下げを求める声も強まっていると主張した。

全世代型社会保障検討会議における「今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」との総理の発言や、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める」との総理の指示を重く受け止めて審議に臨むべきと主張した。

コロナ禍により日本はもちろん世界が「非常事態」にあることを認識するべきであり、中小企業・小規模事業者の経営状況は極めて厳しく、新型コロナウイルス感染症の影響だけでなく、働き方改革にも対応しなければならない中で、多くの企業は事業継続と雇用維持にぎりぎりの努力を続けていると述べた。

「緊急事態」である今年度は、3要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議すべきであり、その観点から新型コロナウイルス感染症による中小

企業・小規模事業者の経営への影響を示すデータを十分に踏まえて検討すべきと主張した。

今年度の目安は、事業継続と雇用維持を最優先とするメッセージを各地方最低賃金審議会に発信するため、リーマンショック後の目安と同等以上の配慮が必要であり、据え置き・凍結とすべきと強く主張した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、新型コロナウイルス感染症による経済・雇用・労働者の生活への影響等に配慮した上で、諸般の事情を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

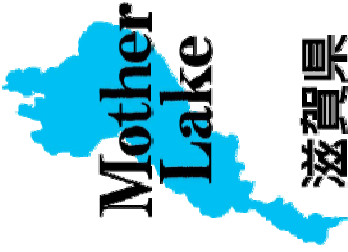
また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

更に、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙 1 と同じ)



滋賀県 景況調査結果報告書

2020年度第1四半期 (2020年4～6月)

目次

- I. 調査結果.....2
- II. 今期の状況.....3
- III. 規模別・業種別.....9
- IV. 回答企業のコメント.....23
- V. 追加調査結果.....24

滋賀県商工観光労働部商工政策課

I. 調査結果



【調査概要】

滋賀県では、四半期毎に県内の景気動向の把握を目的として景況調査を実施しております。今期(2020年4～6月期)の調査結果の概要は次のとおりです。

また、滋賀県景況調査報告書については、滋賀県公式ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/jp/japan/shigotosangyou/syougyou/300168.html>

・今期の県内企業の景況は、業況、生産、売上、経常利益の各DIはマイナス幅が拡大した。

雇用の水準DIはマイナスからプラスへ転じ、過剰感が強まった。

・来期(2020年7～9月期)の見通しについては、業況、生産、売上、経常利益の各DIはマイナス幅が拡大する見通し。雇用の水準DIについてはプラス幅が縮小し、過剰感が弱まる見通し。

【調査方法】

- ①調査期間.....2020年6月
- ②調査企業数.....県内の事業所(750社)
- ③調査方法.....郵送アンケート
- ④回答企業数.....271社(回答率36.1%)

(社)

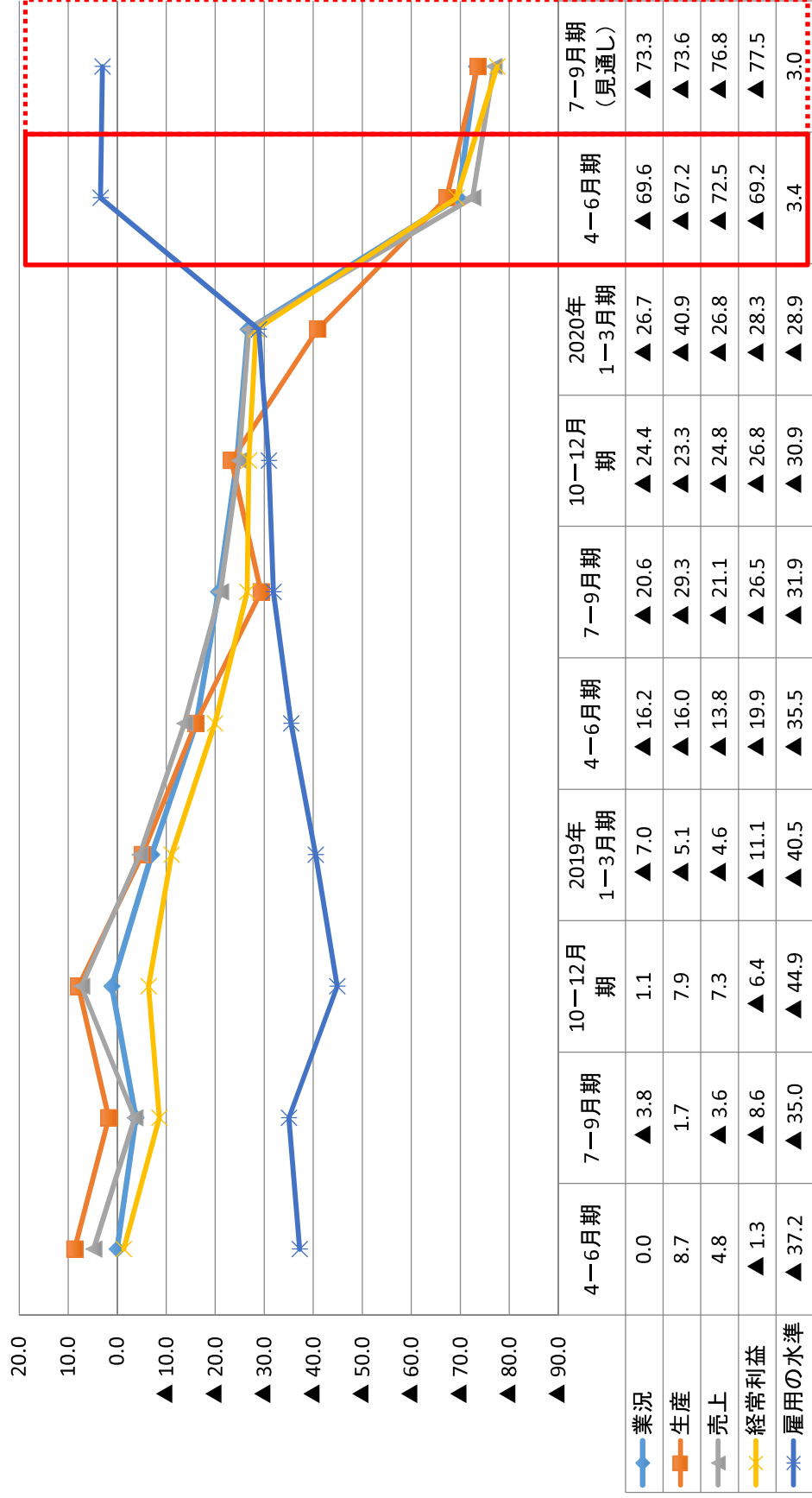
	製造業	建設業	卸売業	小売業	サービス業	合計
大企業	16	3	0	6	5	30
中小企業	118	15	9	21	78	241
合計	134	18	9	27	83	271
産業別比率	49.4%	6.6%	3.3%	10.0%	30.6%	

※本調査でのDI(デフュージョン・インデックス)：「増加(好転・上昇・過剰等)」と回答した事業所数の構成比から、「減少(悪化・低下・不足等)」と回答した事業所数の構成比を差し引いた値。

今期(実績)の業況、生産、売上、経常利益、在庫数量の各DIは前年同期と比較。資金繰りDIは3か月前と比較。採算の水準、引合、雇用の水準の各DIは今期水準の軸を用いて算出。

来期の見通しについては、業況、生産、売上、経常利益、在庫数量の各DIは3か月後の前年同期と比較。資金繰りDIは3か月後水準の軸を用いて算出。採算の水準、引合、雇用の水準DIは3か月後水準の軸を用いて算出。

II. 各種DIの動き(実績)と来期の見通し

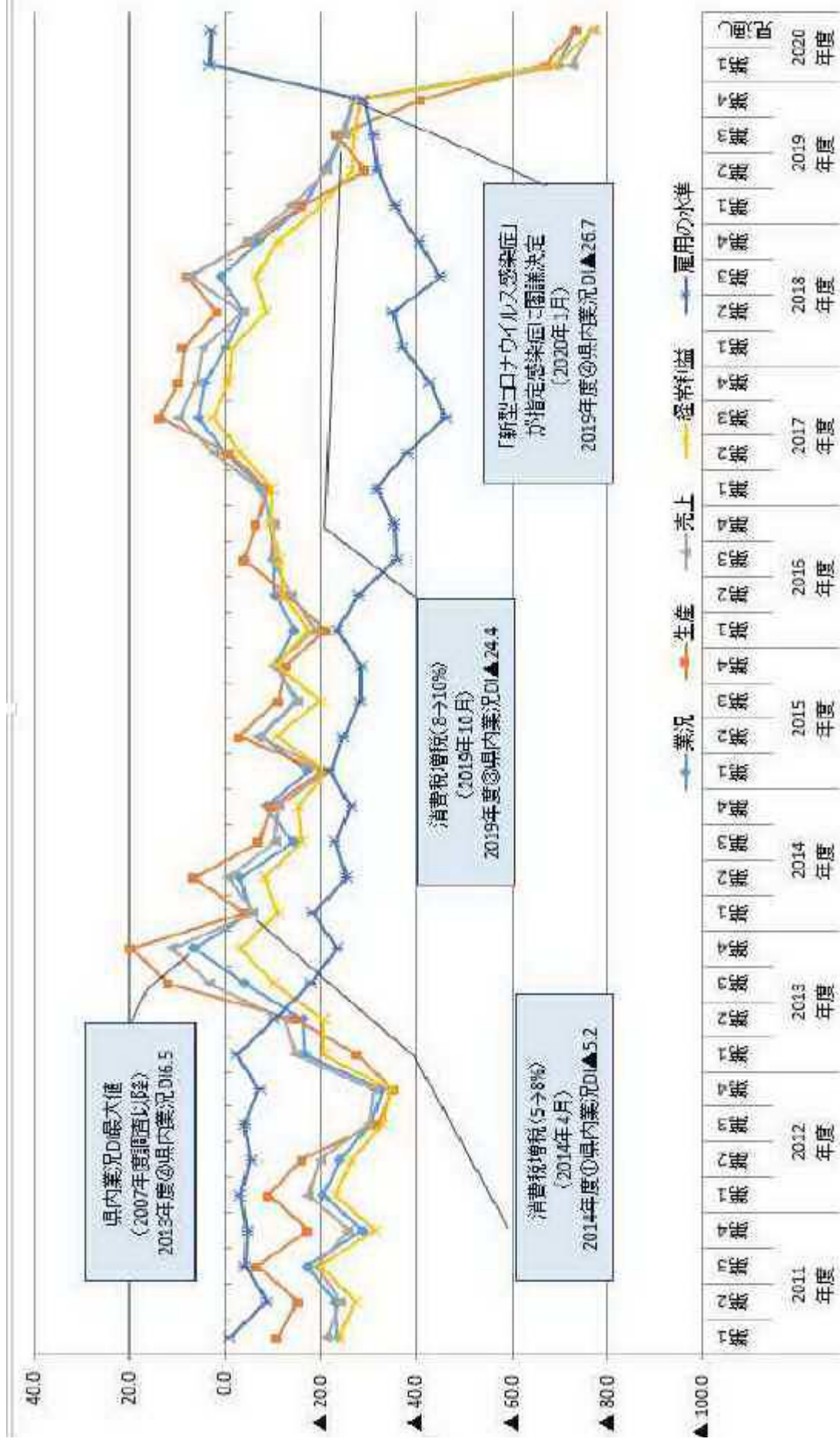


今期(2020年4～6月期)の県内企業の景況(前期(2020年1～3月期)との比較)

- ・業況、生産、売上、経常利益の各DI: マイナス幅が拡大した。
 - ・雇用の水準DI: マイナスからプラスへ転じ、過剰感が強まった。
- 来期(2020年7～9月期)の見通し
- ・業況、生産、売上、経常利益の各DI: マイナス幅が拡大する見通し。
 - ・雇用の水準DI: プラス幅が縮小し、過剰感が弱まる見通し。

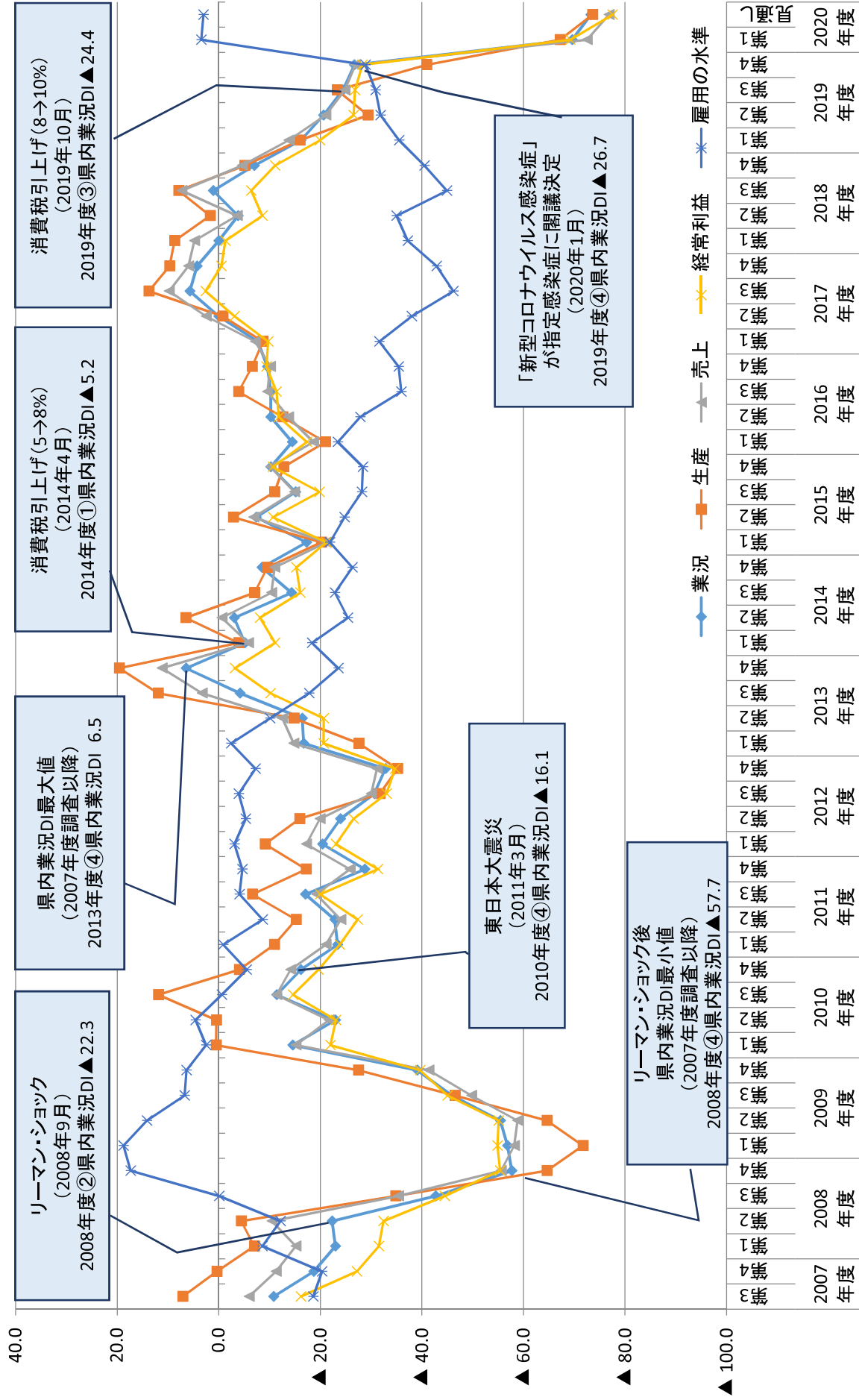
Ⅱ.DIの推移：過去10年分

(2011年度第1四半期～2020年度第1四半期)

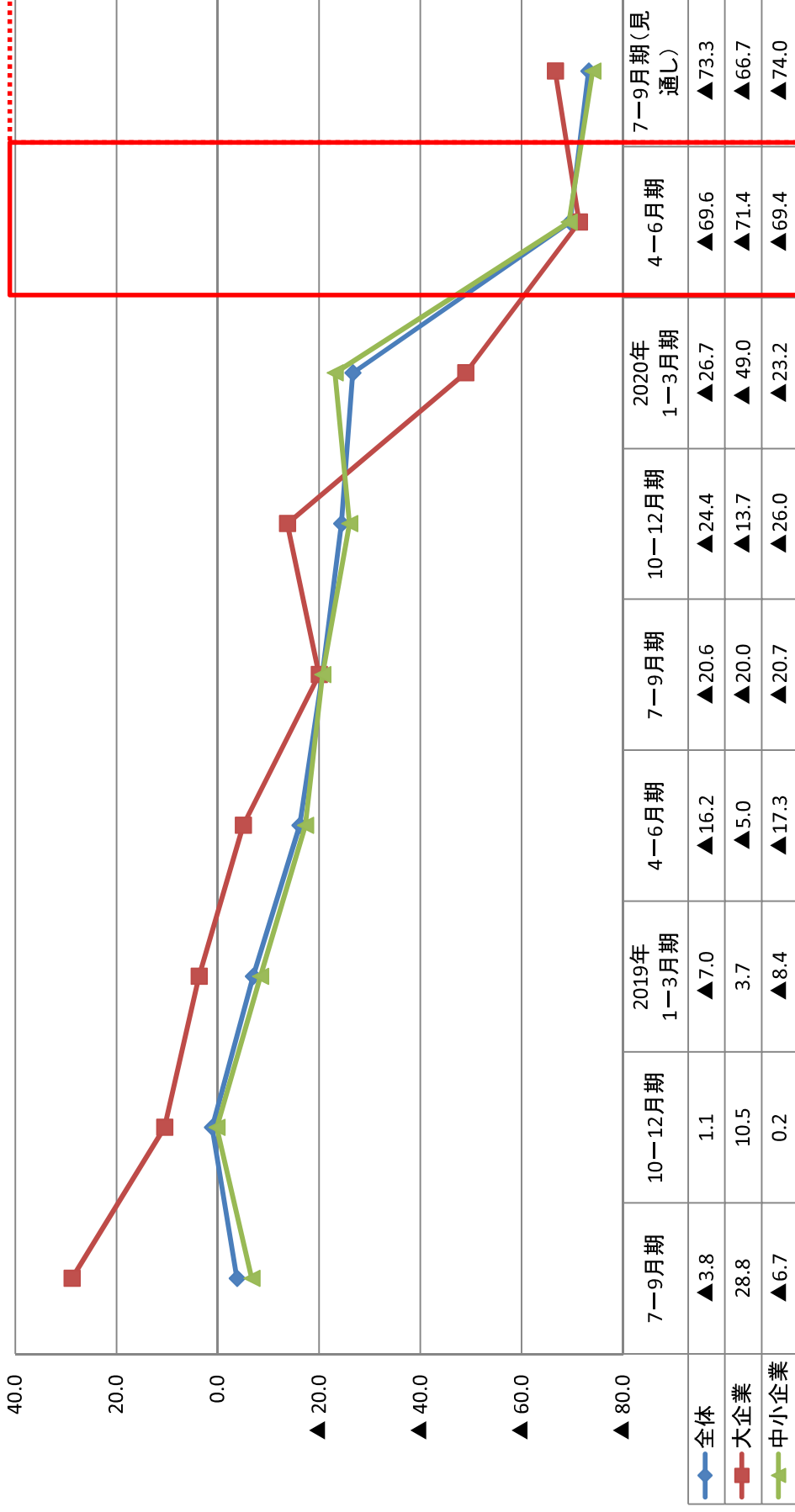


【参考】

Ⅱ.DIの推移：2007年度第3四半期～2020年度第1四半期

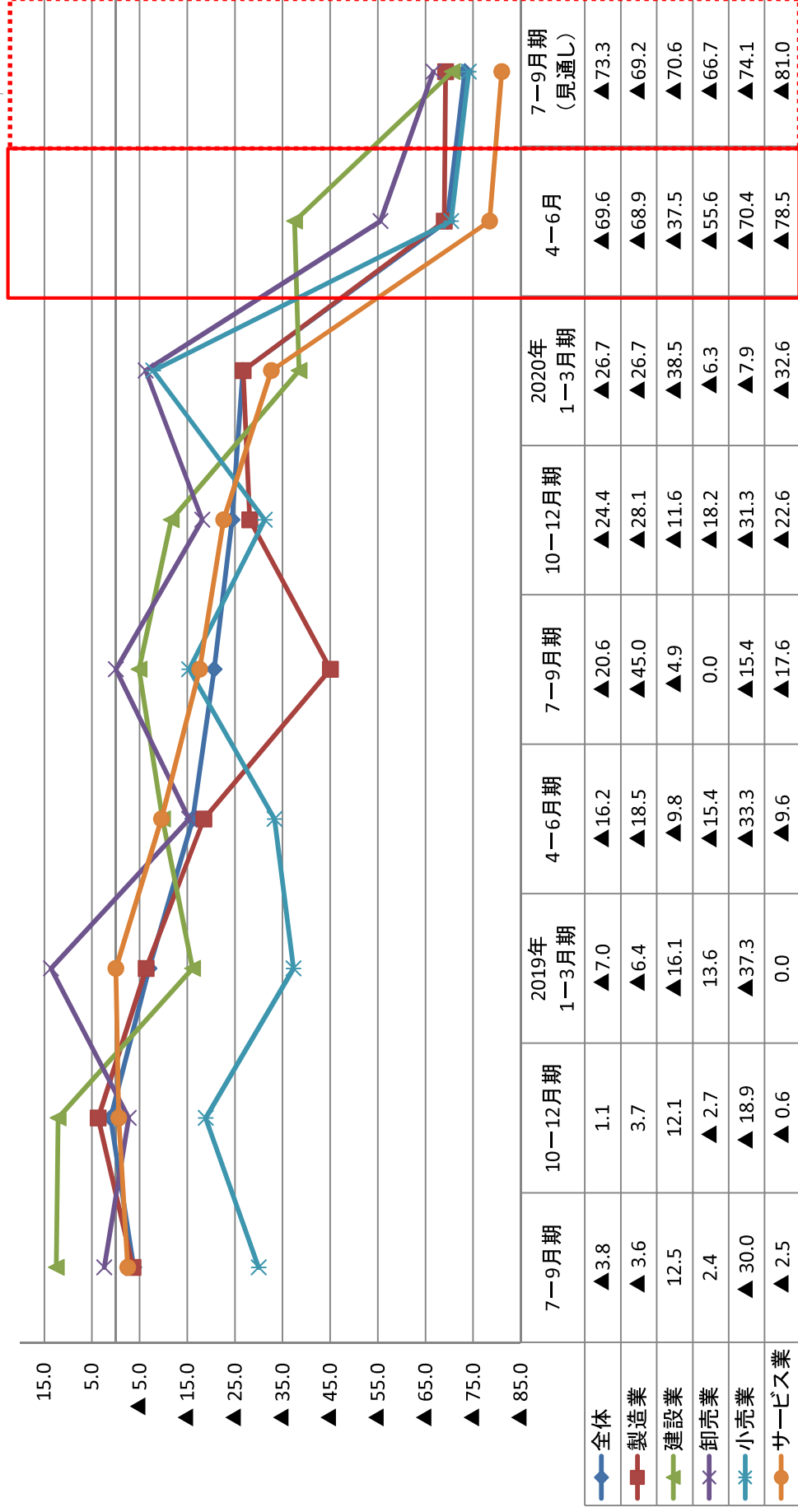


II. 企業規模別業況の動き(実績)と来期の見通し



- ・全体の業況DIは前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・大企業の業況DIは前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は今期に比べマイナス幅が縮小する見通し。
- ・中小企業の業況DIは前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。

II. 業種別業況の動き(実績)と来期の見通し



- ・製造業の業況DIは前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・建設業の業況DIは前期に比べマイナス幅が縮小した。来期は今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・卸売業の業況DIは前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・小売業の業況DIは前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・サービス業の業況DIは前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。

Ⅱ.経営上の問題点



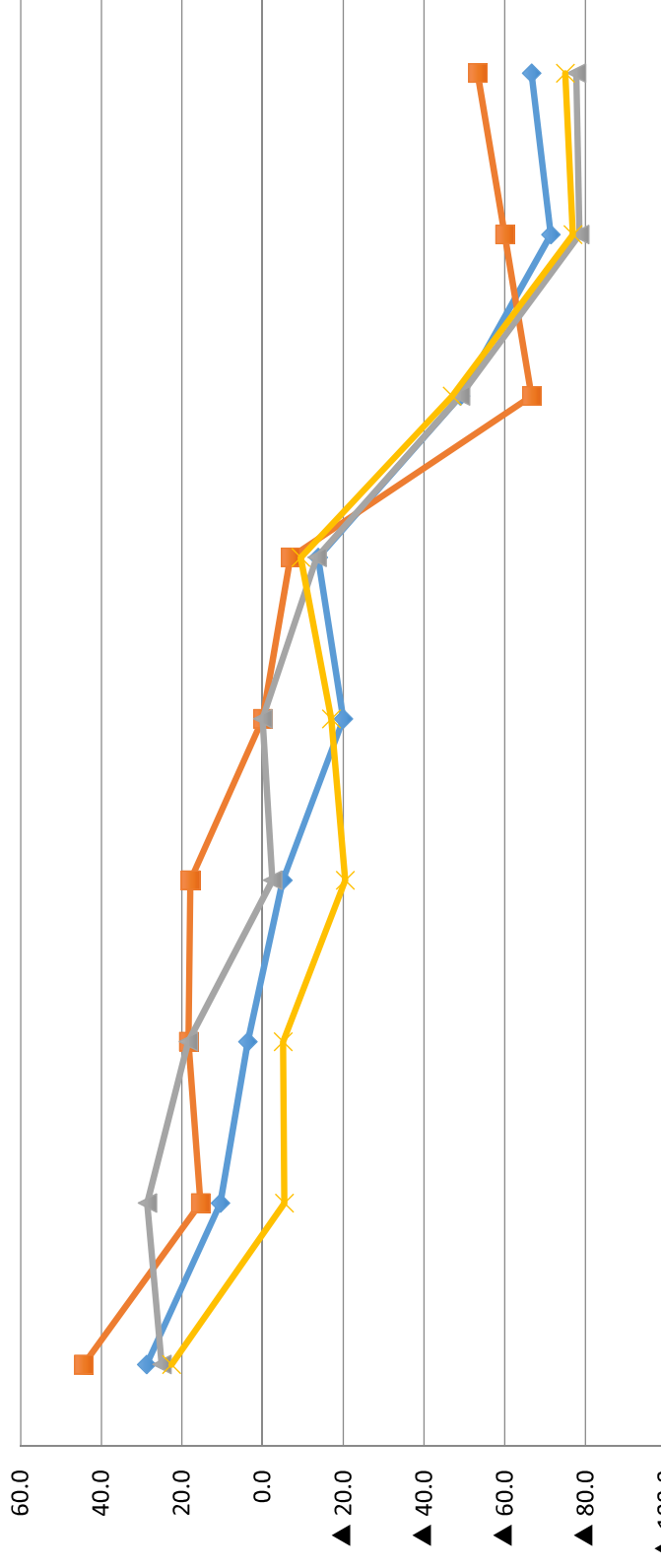
回答事業者数 264社

■ 大企業 ■ 中小企業



- ・全体:「需要の停滞」が最多となっており、「新型コロナウイルス感染症への対応」「従業員の確保難」の順となっている。
- ・大企業:「新型コロナウイルス感染症への対応」が最多となっており、「需要の停滞」「従業員の確保難」の順となっている。
- ・中小企業:「需要の停滞」が最多となっており、「新型コロナウイルス感染症への対応」「ニーズの変化への対応」の順となっている。

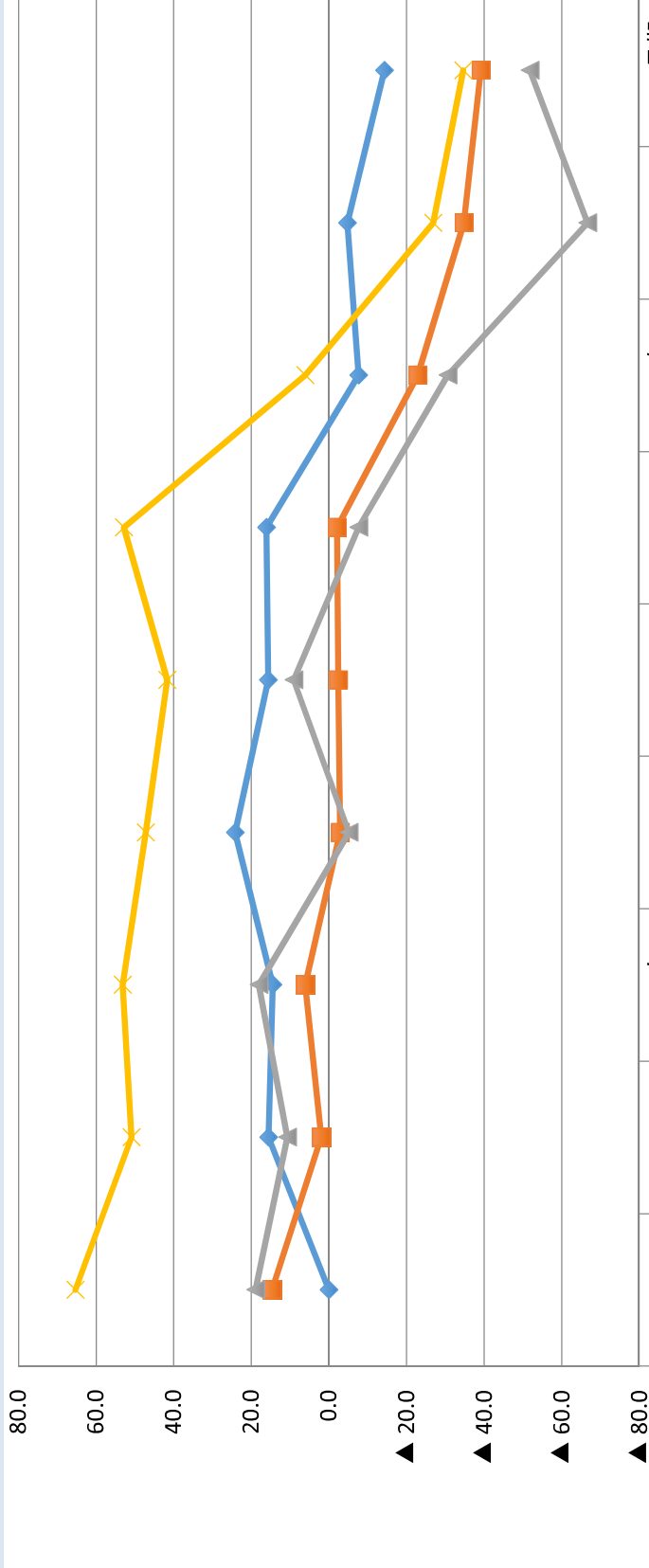
Ⅲ.【大企業】① 業況・生産・売上・経常利益の動き(実績)と来期の見通し



- ・業況DIIは▲71.4と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲66.7と、今期に比べマイナス幅が縮小する見通し。
- ・生産DIIは▲60.0と、前期に比べマイナス幅が縮小した。来期は▲53.3と、今期に比べマイナス幅が縮小する見通し。
- ・売上DIIは▲78.6と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲77.8と、今期に比べマイナス幅が縮小する見通し。
- ・経常利益DIIは▲76.9と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲75.0と、今期に比べマイナス幅が縮小する見通し。

Ⅲ.【大企業】②

在庫数量・資金繰り・引合・採算の水準の動き(実績)と来期の見通し

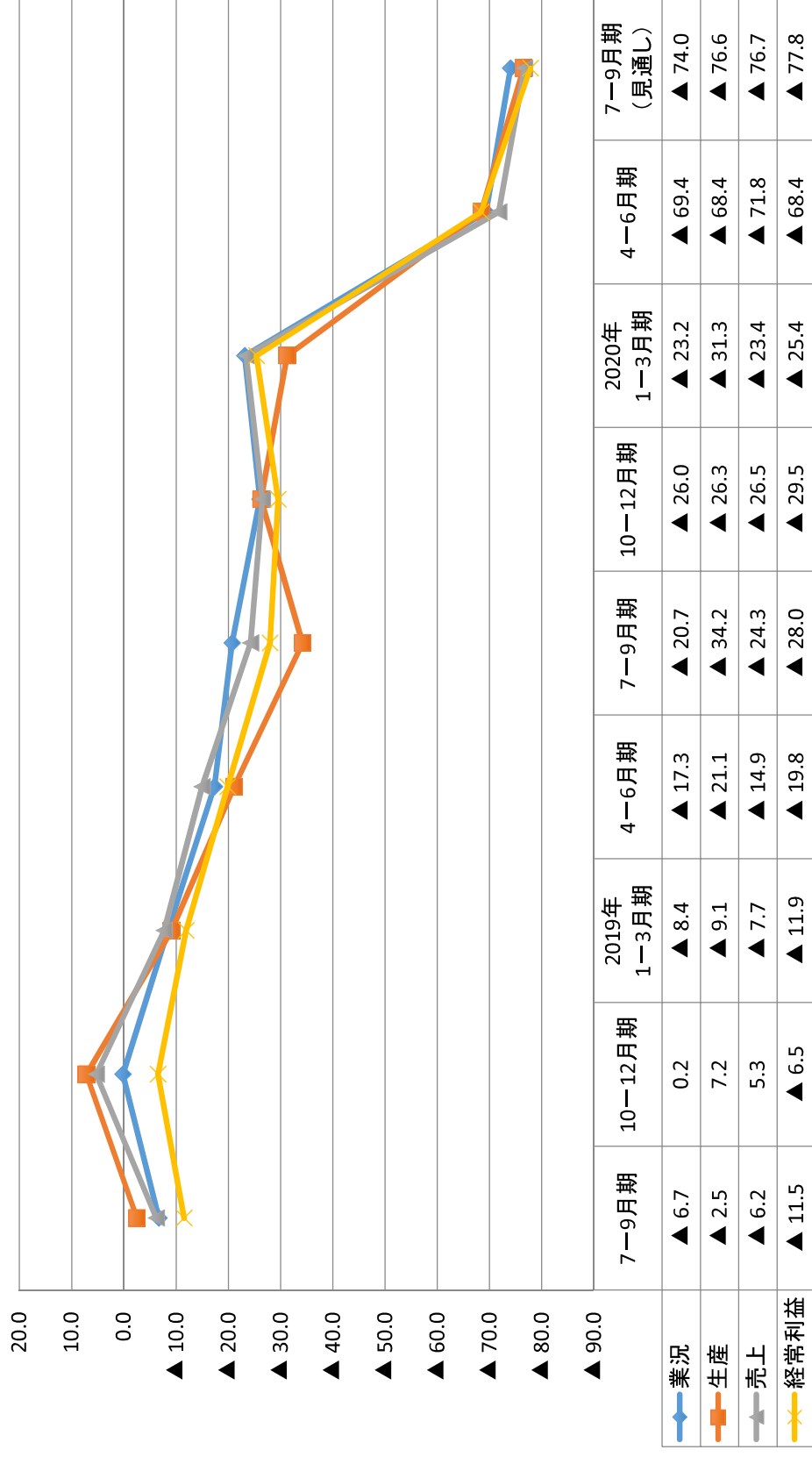


	2019年			2020年			
	7-9月期	10-12月期	1-3月期	4-6月期	7-9月期	10-12月期	1-3月期
在庫数量	0.0	15.6	14.5	24.1	15.6	16.1	▲ 7.7
資金繰り	14.6	2.0	6.1	▲ 2.9	▲ 2.4	▲ 2.1	▲ 22.9
引合	18.9	18.1	▲ 5.1	▲ 5.1	9.1	▲ 7.7	▲ 30.6
採算の水準	65.4	50.9	47.2	47.2	41.7	52.8	6.1

- ・在庫数量DIは▲4.8と、前期に比べマイナス幅が縮小した。来期は▲14.3と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・資金繰りDIは▲34.8と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲39.1と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・引合DIは▲66.7と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲51.9と、今期に比べマイナス幅が縮小する見通し。
- ・採算の水準DIは▲26.9と、前期に比べプラスへ転じた。来期は▲34.6と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。

Ⅲ.【中小企業】①

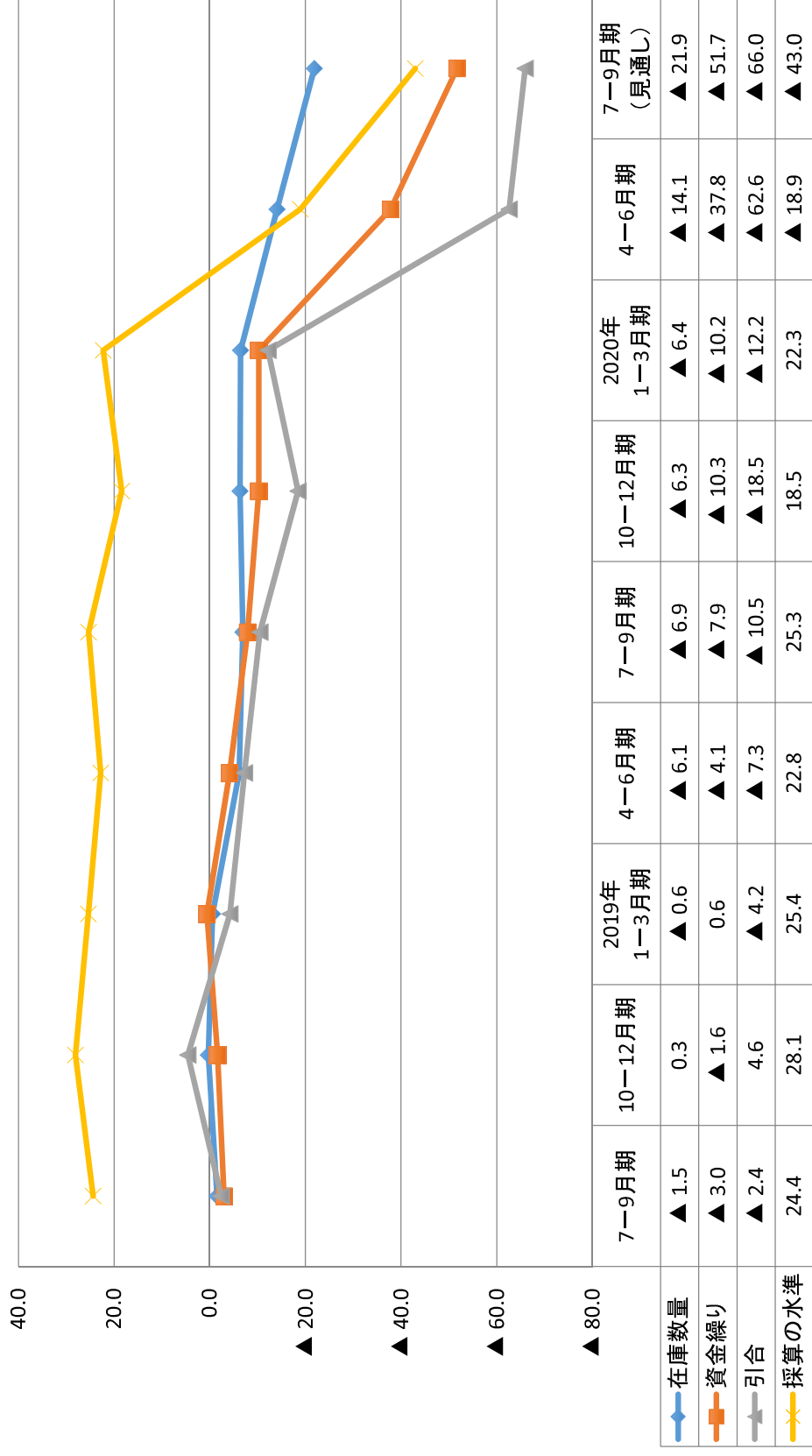
業況・生産・売上・経常利益の動き(実績)と来期の見通し



- ・業況DIは▲69.4と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲74.0と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・生産DIは▲68.4と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲76.6と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・売上DIは▲71.8と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲76.7と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・経常利益DIは▲68.4と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲77.8と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。

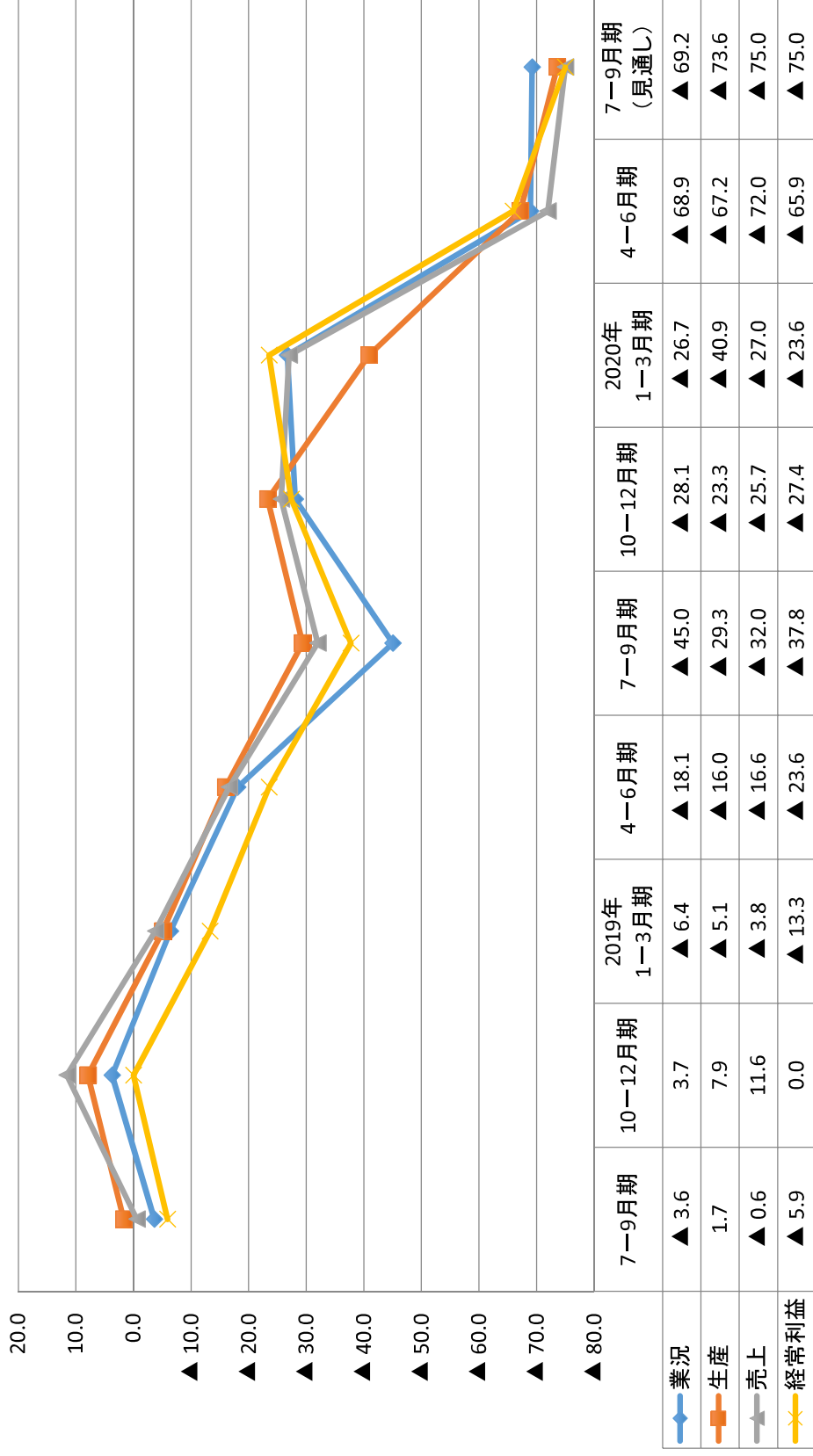
Ⅲ.【中小企業】②

在庫数量・資金繰り・引合・採算の水準の動き(実績)と来期の見通し



- ・在庫数量DIは▲14.1と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲21.9と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・資金繰りDIは▲37.8と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲51.7と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・引合DIは▲62.6と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲66.0と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・採算の水準DIは▲18.9と、前期に比べプラス幅からマイナスへ転じた。来期は▲43.0と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。

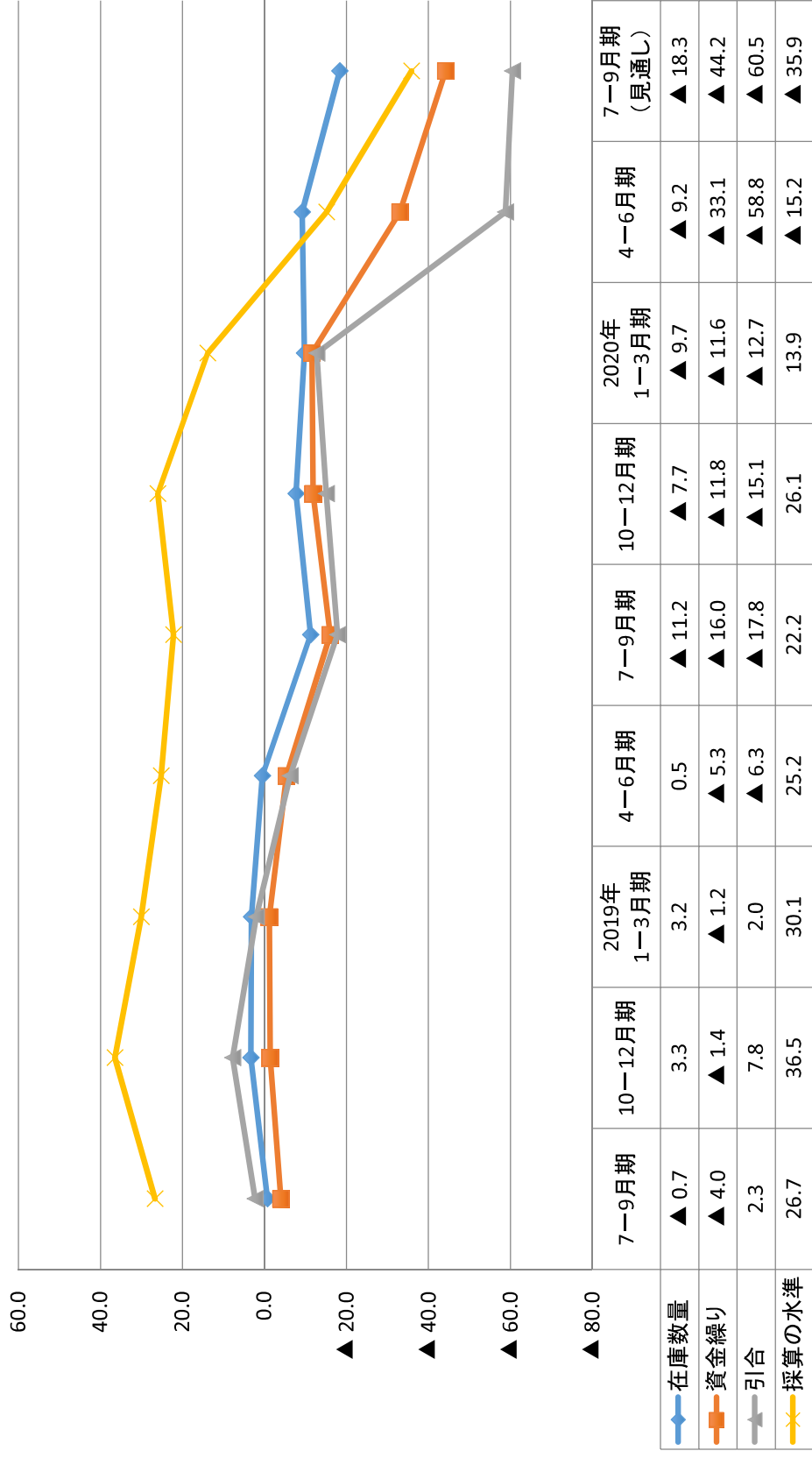
Ⅲ.【製造業】① 業況・生産・売上・経常利益の動き(実績)と来期の見通し



- ・業況DIは▲68.9と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲69.2と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・生産DIは▲67.2と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲73.6と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・売上DIは▲72.0と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲75.0と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・経常利益DIは▲65.9と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲75.0と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。

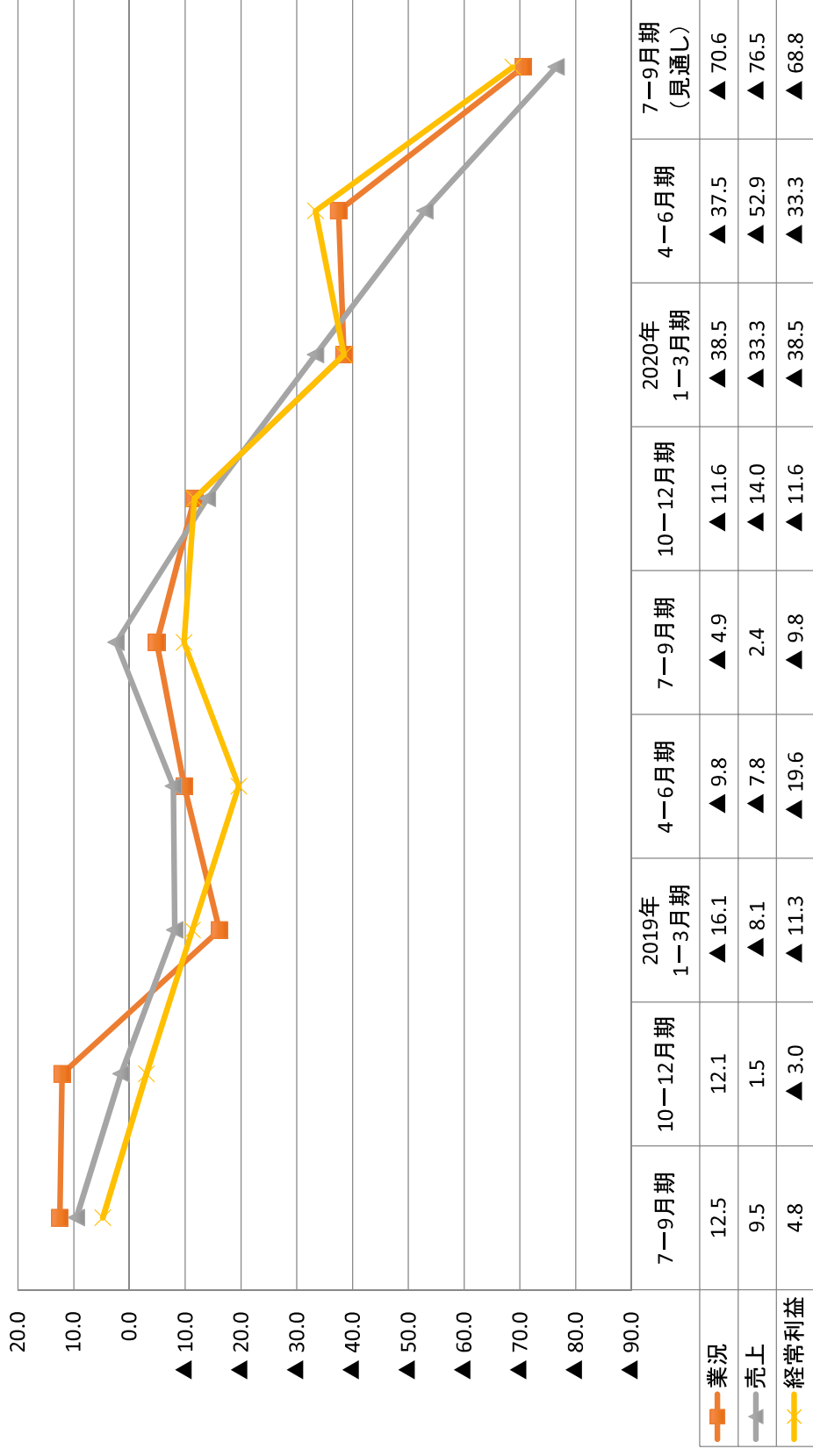
Ⅲ.【製造業】②

在庫数量・資金繰り・引合・採算の水準の動き(実績)と来期の見通し



- ・在庫数量DIは▲9.2と、前期に比べマイナス幅が縮小した。来期は▲18.3と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・資金繰りDIは▲33.1と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲44.2と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・引合DIは▲55.8と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲60.5と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・採算の水準DIは▲15.2と、前期に比べプラスからマイナスへ転じた。来期は▲35.9と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。

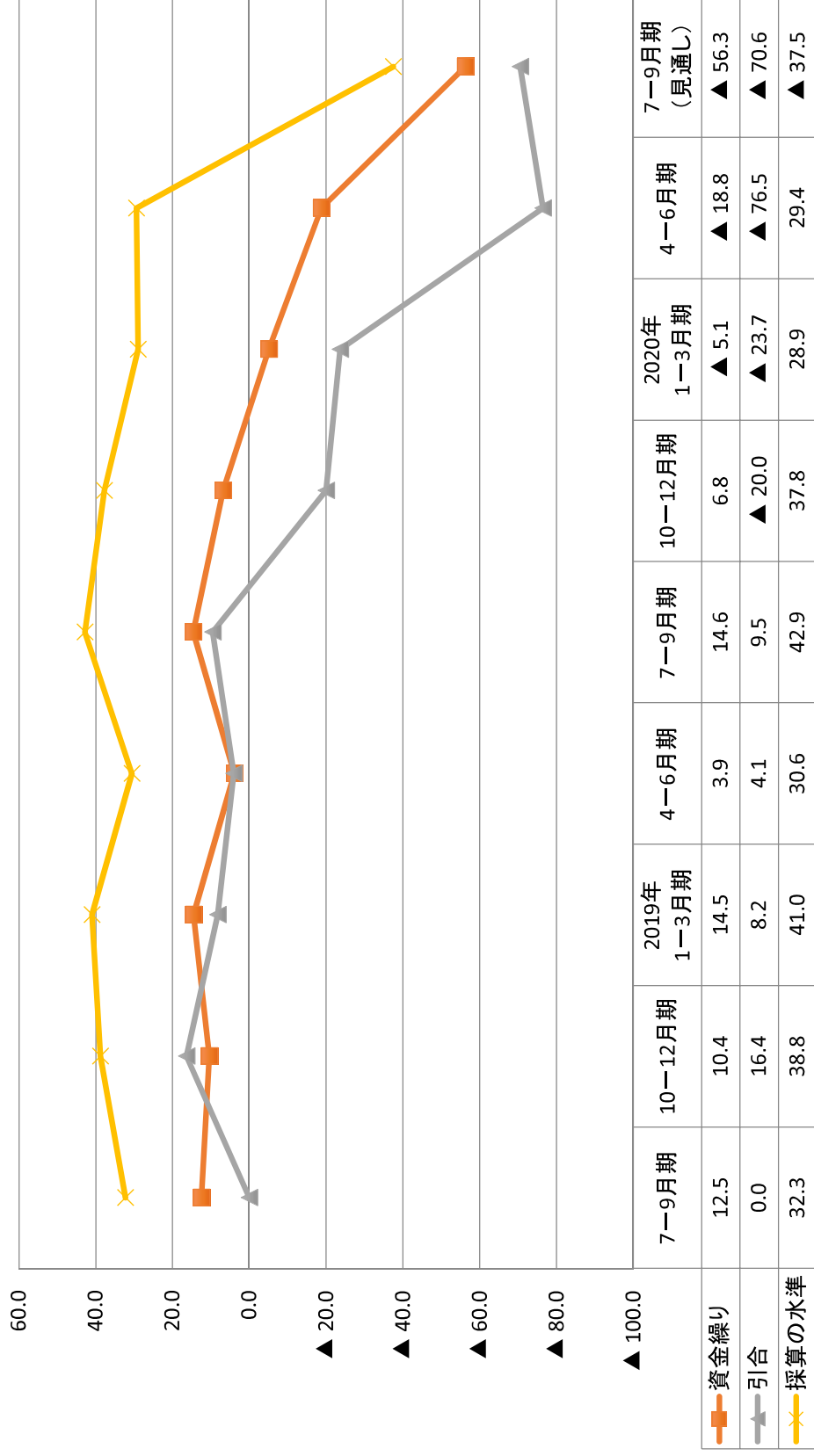
Ⅲ.【建設業】① 業況・売上・経常利益の動き(実績)と来期の見通し



- ・業況DIは▲37.5と、前期に比べマイナス幅が縮小した。来期は▲70.6と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・売上DIは▲52.9と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲76.5と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・経常利益DIは▲33.3と、前期に比べマイナス幅が縮小した。来期は▲68.8と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。

Ⅲ.【建設業】②

資金繰り・引合・採算の水準の動き(実績)と来期の見通し



・資金繰りDIは▲18.8と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲56.3と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。

・引合DIは▲76.5と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲70.6と、今期に比べマイナス幅が縮小する見通し。

・採算の水準DIは29.4と、前期に比べプラス幅が拡大した。来期は▲37.5と、今期に比べプラスからマイナスへ転じる見通し。

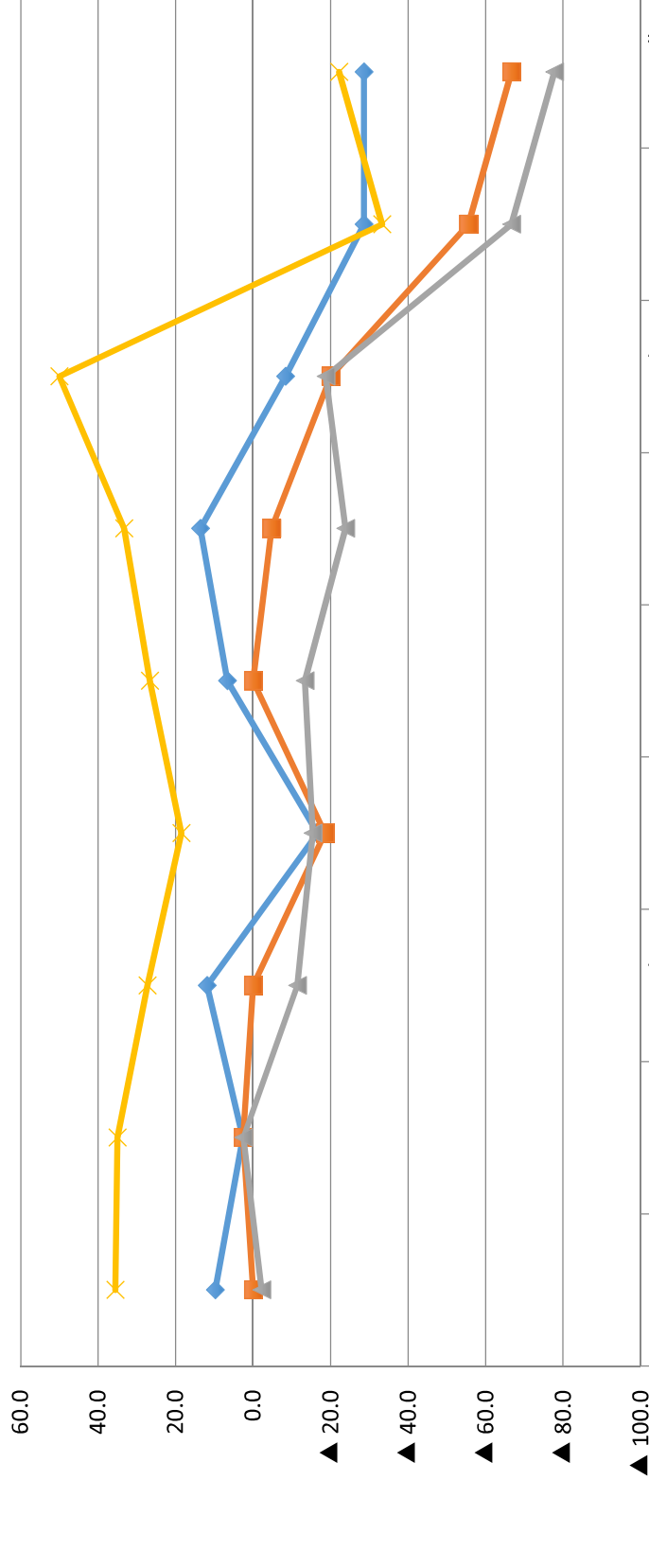
Ⅲ.【卸売業】①

業況・売上・経常利益の動き(実績)と来期の見通し



- ・業況DIは▲55.6と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲66.7と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・売上DIは▲44.4と、前期に比べプラスからマイナスへ転じた。来期は▲77.8と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・経常利益DIは▲44.4と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲66.7と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。

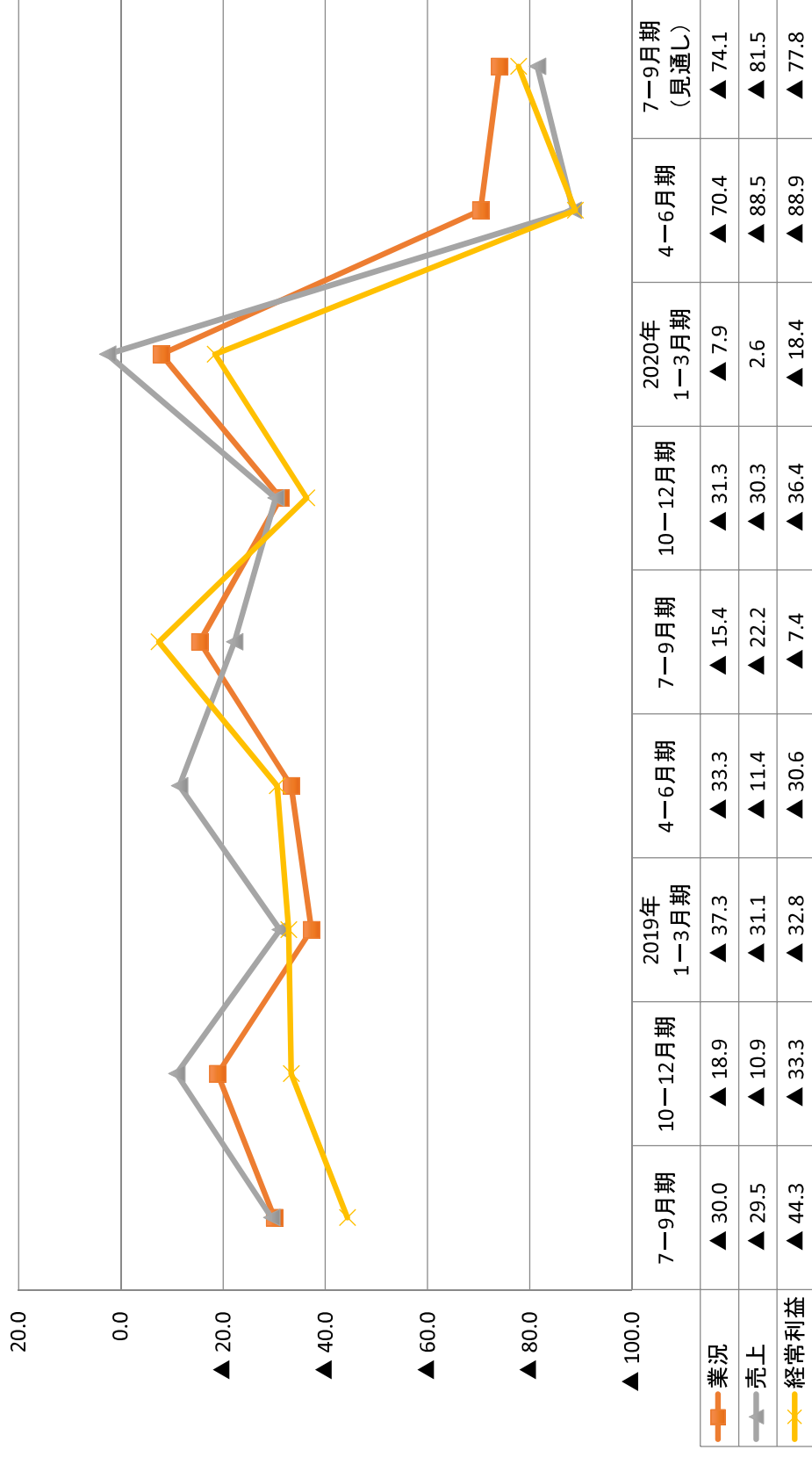
Ⅲ.【卸売業】② 在庫数量・資金繰り・引合・採算の水準の動き(実績)と来期の見通し



- ・在庫数量DIは▲28.6と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲28.6と、今期に比べ変わらない見通し。
- ・資金繰りDIは▲55.6と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲66.7と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・引合DIは▲66.7と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲77.8と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・採算の水準DIは▲33.3と、前期に比べプラスからマイナスへ転じた。来期は▲22.2と、今期に比べプラス幅が縮小する見通し。

Ⅲ.【小売業】①

業況・売上・経常利益の動き(実績)と来期の見通し

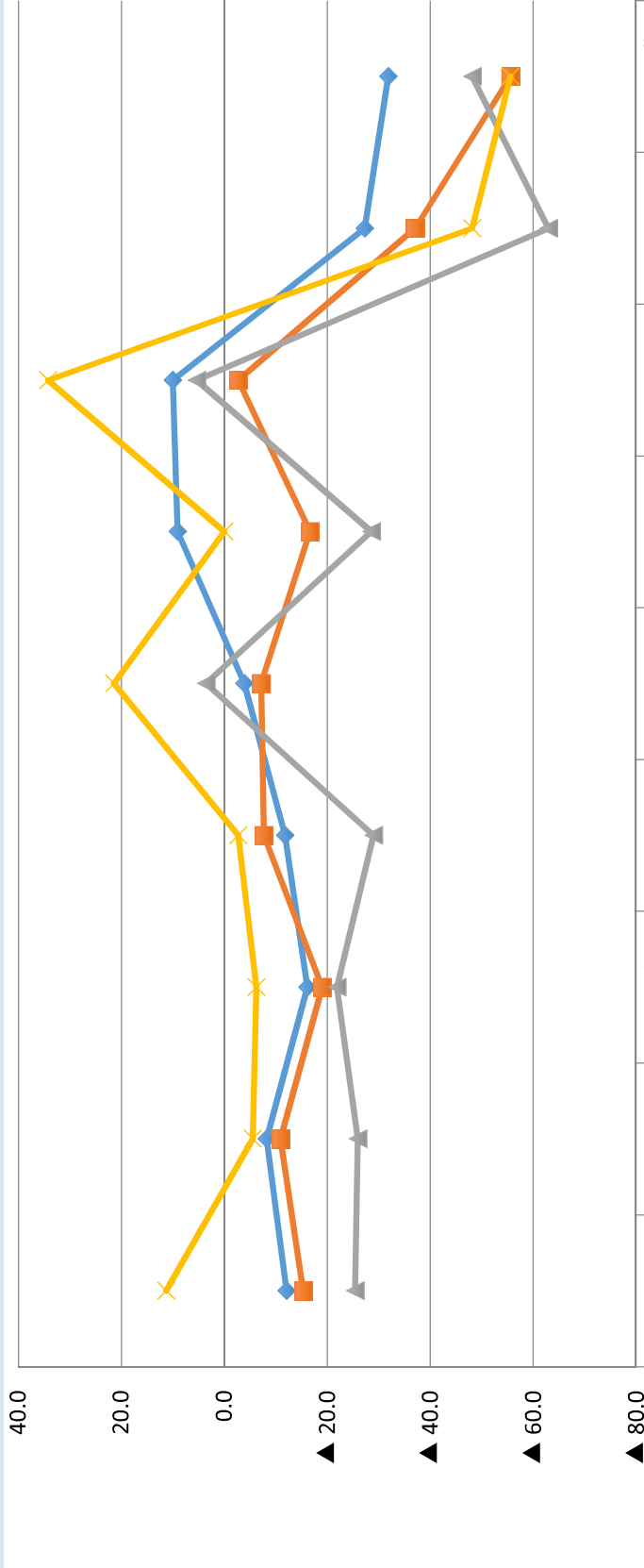


・業況DIIは▲70.4と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲74.1と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
 ・売上DIIは▲88.5と、前期に比べプラスへ転じた。来期は▲81.5と、今期に比べマイナス幅が縮小する見通し。

・経常利益DIIは▲88.9と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲77.8と、今期に比べマイナス幅が縮小する見通し。

Ⅲ.【小売業】②

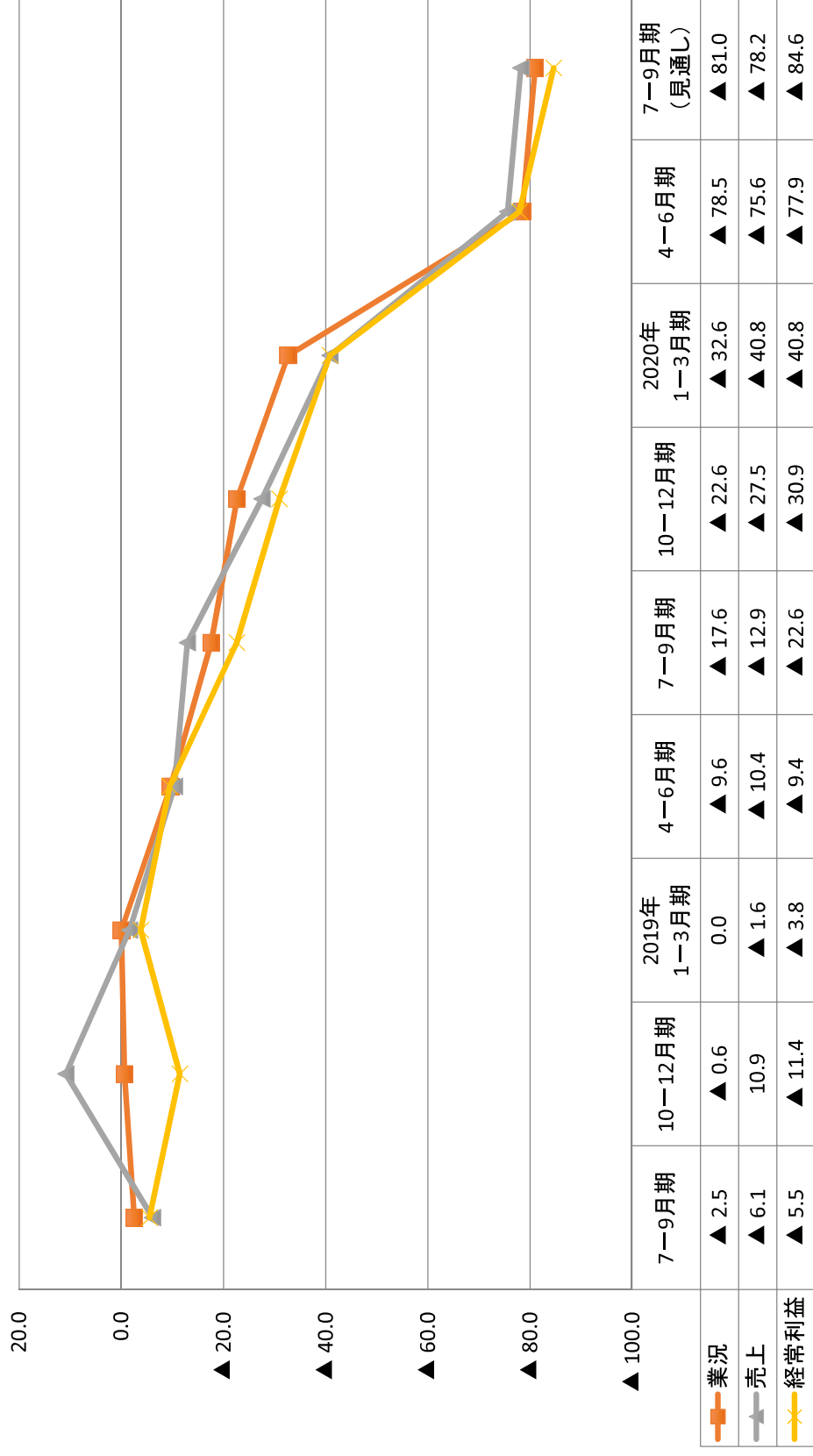
在庫数量・資金繰り・引合・採算の水準の動き(実績)と来期の見通し



- ・在庫数量DIは▲27.3と、前期に比べプラスからマイナスへ転じた。来期は▲31.8と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・資金繰りDIは▲37.0と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲55.6と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・引合DIは▲63.0と、前期に比べプラスからマイナスへ転じた。来期は▲48.1と、今期に比べマイナス幅が縮小する見通し。
- ・採算の水準DIは▲48.1と、前期に比べプラスからマイナスへ転じた。来期は▲55.6と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。

Ⅲ.【サービス業】①

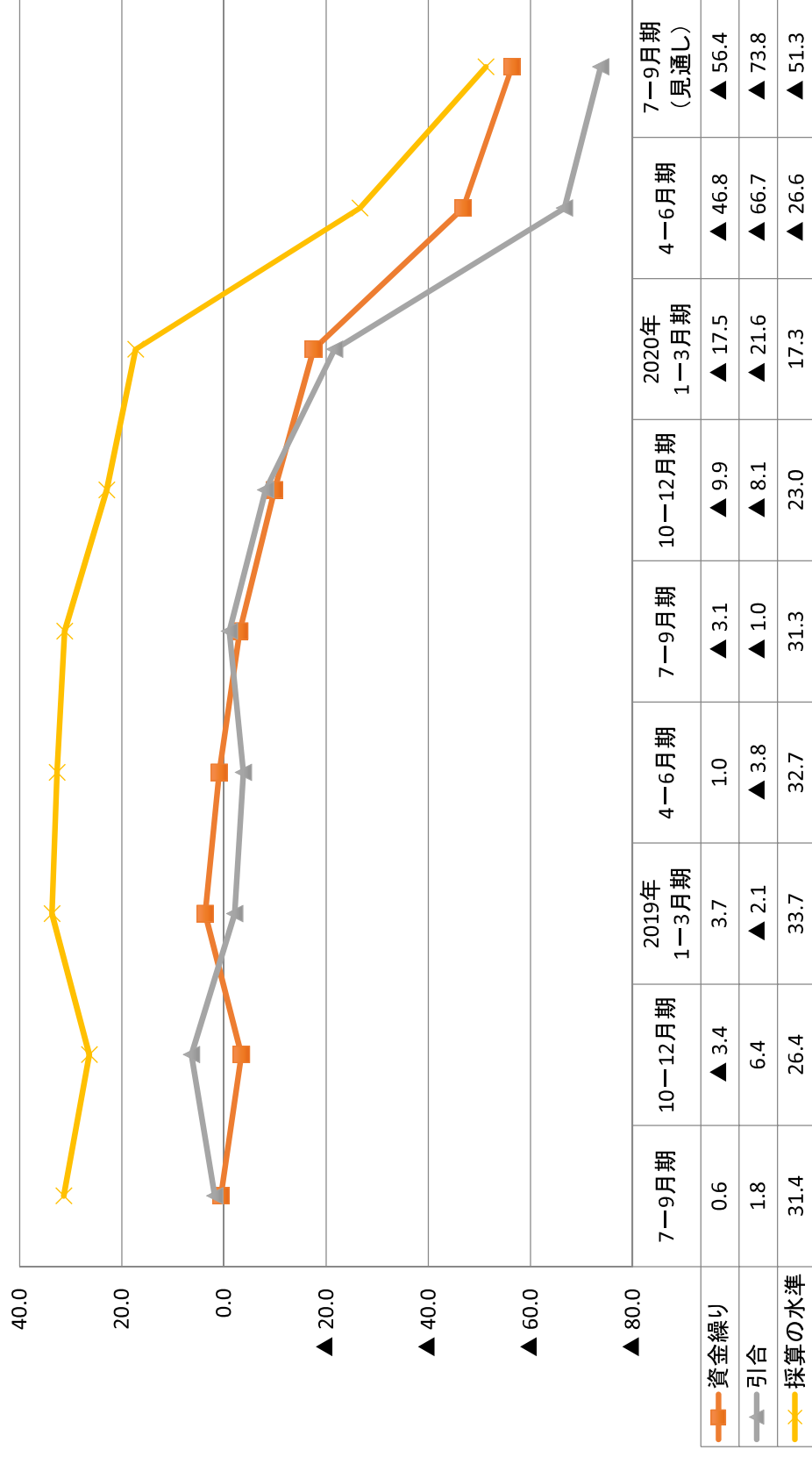
業況・売上・経常利益の動き(実績)と来期の見通し



- ・業況DIは▲78.5と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲81.0と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・売上DIは▲75.6と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲78.2と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・経常利益DIは▲77.9と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲84.6と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。

Ⅲ.【サービス業】②

資金繰り・引合・採算の水準の動き(実績)と来期の見通し



- ・資金繰りDIIは▲46.8と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲56.4と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・引合DIIは▲66.7と、前期に比べマイナス幅が拡大した。来期は▲73.8と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。
- ・採算の水準DIIは▲26.6と、前期に比べプラスからマイナスへ転じた。来期は▲51.3と、今期に比べマイナス幅が拡大する見通し。

IV. 回答企業のコメント



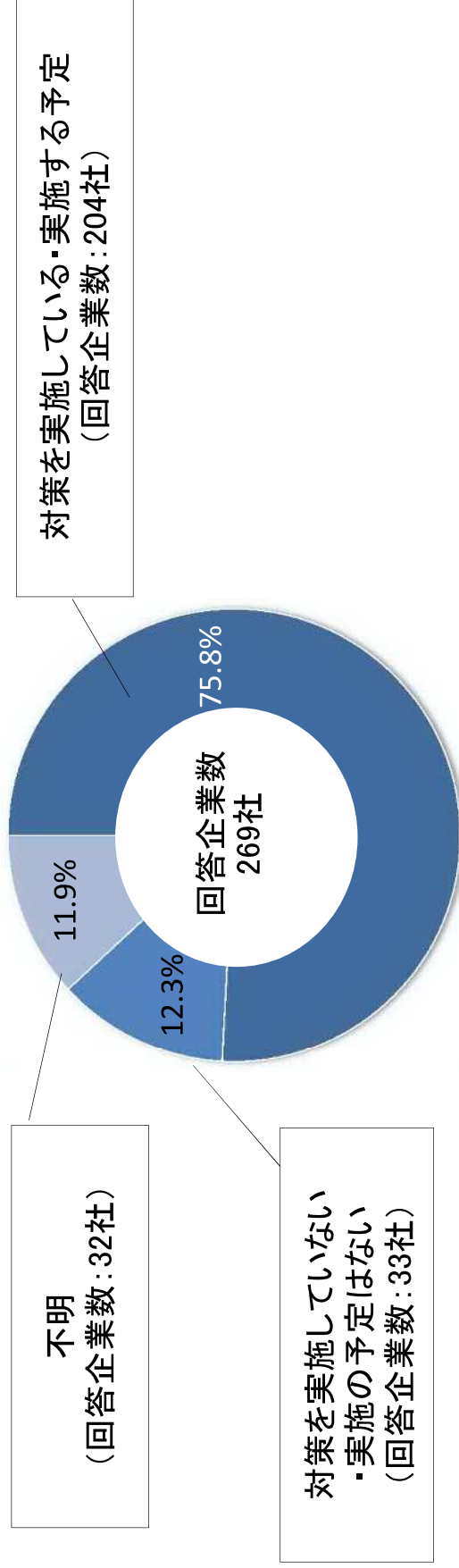
【マイナスの判断をした企業】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、海外への売上が減少。(生産用機械器具製造業)
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響で受注が大幅な減少となり、今後の動向も不透明。(金属製品製造業)
 - ・新型コロナウイルス感染症の本格的な影響は、秋から出てくると思われる。(繊維工業)
 - ・顧客が新型コロナウイルス感染症の影響を受け活動自粛を実施したことにより売りが低迷し、受注もない。(食料品製造業)
 - ・景気の悪化が如実化している。新型コロナウイルス感染症の要因もあるが、消費税増税の影響と半々ぐらいで長期的悪化が見込まれる。(食料品製造業)
 - ・緊急事態宣言発令により4～5月にかけて大半の店舗が営業自粛となり大幅に売上減となった。(その他の小売業)
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響で来客数が激減。県外・外国の観光客が戻らない限り悪化継続。(飲食料品小売業)
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け工期延期が生じている。(技術サービス業(他に分類されないもの))
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により、国内ビジネス・観光・インバウンド等の宿泊需要の急減。今後3か月では回復しない見込み。(宿泊業)
 - ・イベント等が実施できる状況となれば復調の兆しが見える。10月頃からの改善見込み。(その他の事業サービス業)
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により派遣先の業績不振で派遣打ち切りの見込み。(職業紹介・労働者派遣業)
 - ・新型コロナウイルス感染症関連で集荷・配達貨物の減少により悪化。先行き不透明。(道路貨物運送業)
- ### 【その他】
- ・今後新型コロナウイルス感染症の影響で悪化していくと思われる。(金属製品製造業)
 - ・新型コロナウイルス感染症で非接触需要があるよう。(電子部品・デバイス・電子回路製造業)
 - ・売上げ品目に変化があり、減少傾向ではあるが、総合収益に影響があるほどではない。(廃棄物処理業)
 - ・現在は受注残工事で問題ないが、客先の設備投資が激減しているので今後売上が減少する見込み。(設備工事業)
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた業者の設備投資が減少することにより受注見通しの悪化が予想される。(総合事業)
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響で学校休業が続き若干影響を受けたが、再開とともに元に戻る見込み。(運輸に付帯するサービス業)

V. 新型コロナウイルス感染症の事業活動への影響について①



新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、今後事業を継続していくにあたり実施する対策があるか尋ねたところ、「対策を実施している・実施する予定」が75.8%、「対策を実施していない・実施の予定はない」が12.3%、「不明」が11.9%となった。



	大企業	中小企業	合計
対策を実施している・実施する予定	24	180	204
対策は実施していない・実施の予定はない	2	31	33
不明	2	30	32

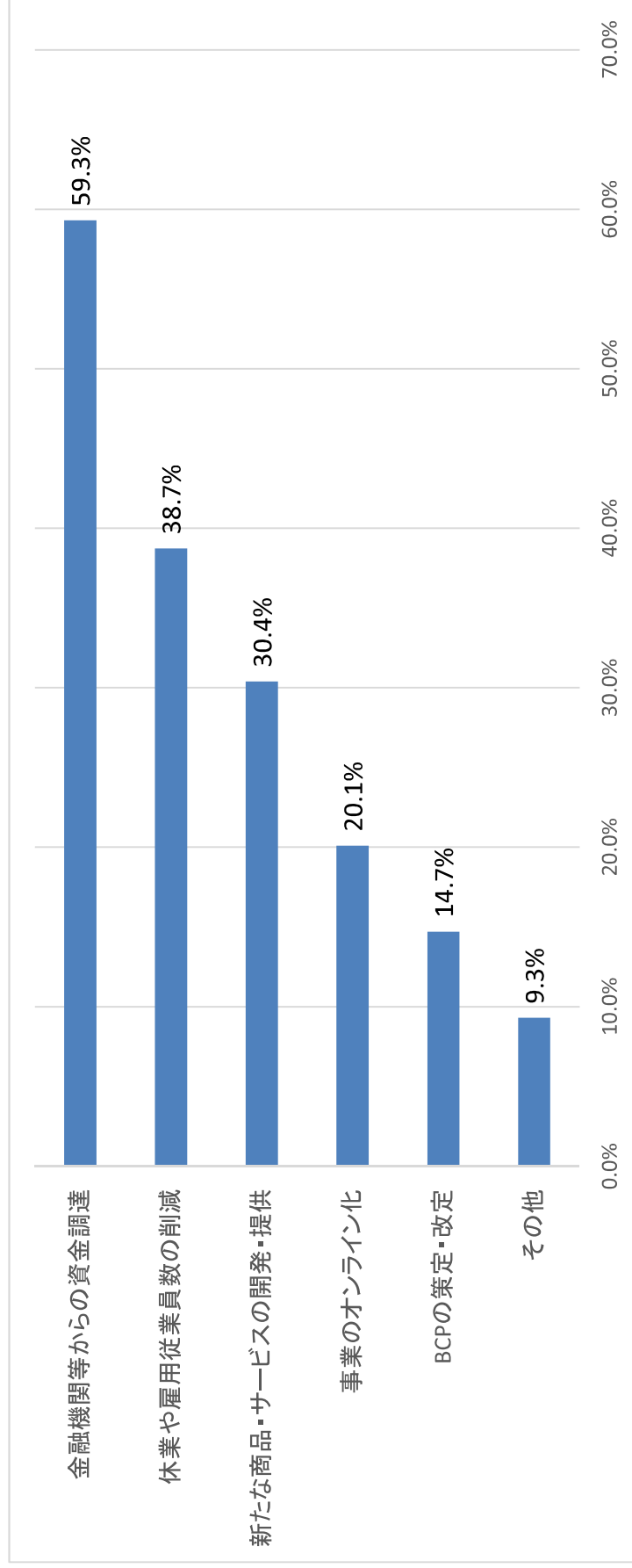
	製造業	建設業	卸売業	小売業	サービス業	合計
対策を実施している・実施する予定	98	11	6	20	69	204
対策は実施していない・実施の予定はない	19	3	2	1	8	33
不明	16	4	1	6	5	32

V. 新型コロナウイルス感染症の事業活動への影響について②



①で「対策を実施している・実施する予定」と回答した事業所に対して、取組内容を尋ねたところ(複数回答可)、「金融機関からの資金調達」の割合が最も多く、「休業や雇用従業員の削減」「新たな商品・サービスの開発・提供」の順と

なった。



	全体	割合
金融機関等からの資金調達	121	59.3%
休業や雇用従業員数の削減	79	38.7%
新たな商品・サービスの開発・提供	62	30.4%
事業のオンライン化	41	20.1%
BCPの策定・改定	30	14.7%
その他	19	9.3%

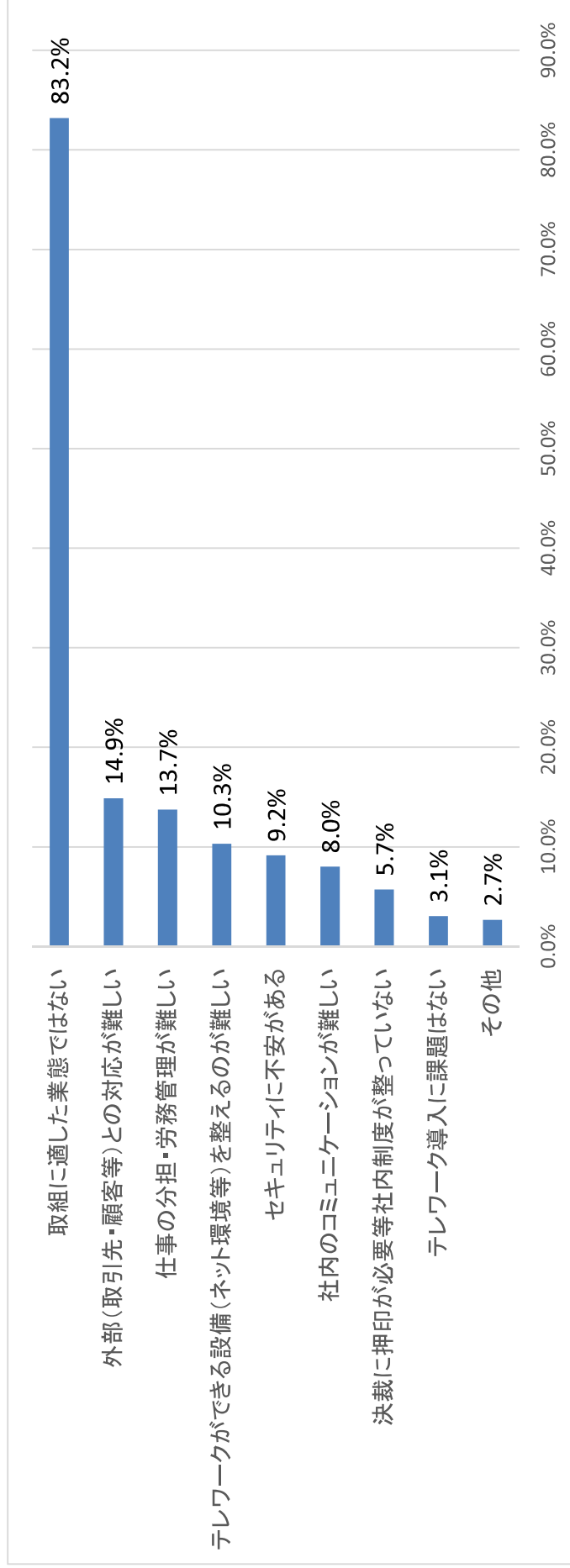
その他の内容

- ・マスク着用や消毒液、アクリル板の設置等の安全対策
- ・サテライトオフィス、テレワークの導入
- ・勤務や稼働時間の調整

V. 新型コロナウイルス感染症の事業活動への影響について③



テレワーク(在宅勤務)導入の課題について尋ねたところ(複数回答可)、「取組に適した業態ではない」の割合が最も多く、続いて「外部(取引先・顧客等)との対応が難しい」「仕事の分担・労務管理が難しい」の順となった。(回答数262社)



課題内容	合計	割合
取組に適した業態ではない	218	83.2%
外部(取引先・顧客等)との対応が難しい	39	14.9%
仕事の分担・労務管理が難しい	36	13.7%
テレワークができる設備(ネット環境等)を整えるのが難しい	27	10.3%
セキュリティに不安がある	24	9.2%
社内のコミュニケーションが難しい	21	8.0%
決裁に押印が必要等社内制度が整っていない	15	5.7%
テレワーク導入に課題はない	8	3.1%
その他	7	2.7%

その他の内容

- ・テレワーク可能な職務と、そうでない職務のバランスをとることが難しい。

3. 生鮮食品を除く総合指数と対前年同月比の推移



4. 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数と対前年同月比の推移



※「エネルギー」…電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン

5. 10大費目指数と前月・前年同月比および寄与度

平成27年(2015年)=100

区 分	指 数	対前月		対前年同月	
		上昇率(%)	寄与度	上昇率(%)	寄与度
食 料	105.3	-0.5	-0.13	1.4	0.37
住 居	102.1	-0.6	-0.12	-0.4	-0.07
光 熱 ・ 水 道	99.0	0.0	0.00	-1.2	-0.09
家具・家事用品	101.5	0.3	0.01	-0.8	-0.02
被服及び履物	102.7	-0.1	0.00	0.9	0.04
保 健 医 療	105.0	0.3	0.01	0.1	0.00
交 通 ・ 通 信	99.5	0.2	0.02	0.9	0.12
教 育	96.1	-0.7	-0.02	-9.1	-0.34
教 養 娛 楽	105.8	-0.1	-0.01	1.8	0.19
諸 雑 費	98.4	-0.2	-0.01	-3.7	-0.24

* 寄与度：総合指数の上昇に対して各費目がどれだけ影響したかを示します。

6. 前月との比較

総合指数は102.4で、前月と比べて0.3%下落しました。中分類指数等の主な項目をみると、生鮮果物(-7.0%)が下落し、上昇に寄与した主な項目はありませんでした。

生鮮食品を除く総合指数は102.2で、前月と比べて0.2%下落しました。

生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は102.8で、前月と比べて0.2%下落しました。

● 上昇した中分類指数等の主な項目（寄与度順）

なし

● 下落した中分類指数等の主な項目（寄与度順）

生鮮果物[食料] (一) 7.0%

注) 中分類指数の項目のうち、寄与度および各指数の対前月比が比較的大きな項目のみを掲載しています。[]内は、10大費目名です。

注) 生鮮食品(生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物)については、小分類指数です。

7. 前年同月との比較

総合指数は、前年同月と比べて横ばいでした。中分類指数等の主な項目をみると、**交通**（7.4%）、**生鮮野菜**（11.9%）等が上昇し、**授業料等**（-14.3%）、**他の諸雑費**（-12.4%）等が下落しました。

生鮮食品を除く総合指数は、前年同月と比べて0.3%下落しました。

生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は、前年同月と比べて0.1%上昇しました。

● 上昇した中分類指数等の主な項目（寄与度順）

交通[交通・通信]	(+)	7.4%
生鮮野菜[食料]	(+)	11.9%
教養娯楽用品[教養娯楽]	(+)	4.8%
外食[食料]	(+)	1.9%
通信[交通・通信]	(+)	1.8%

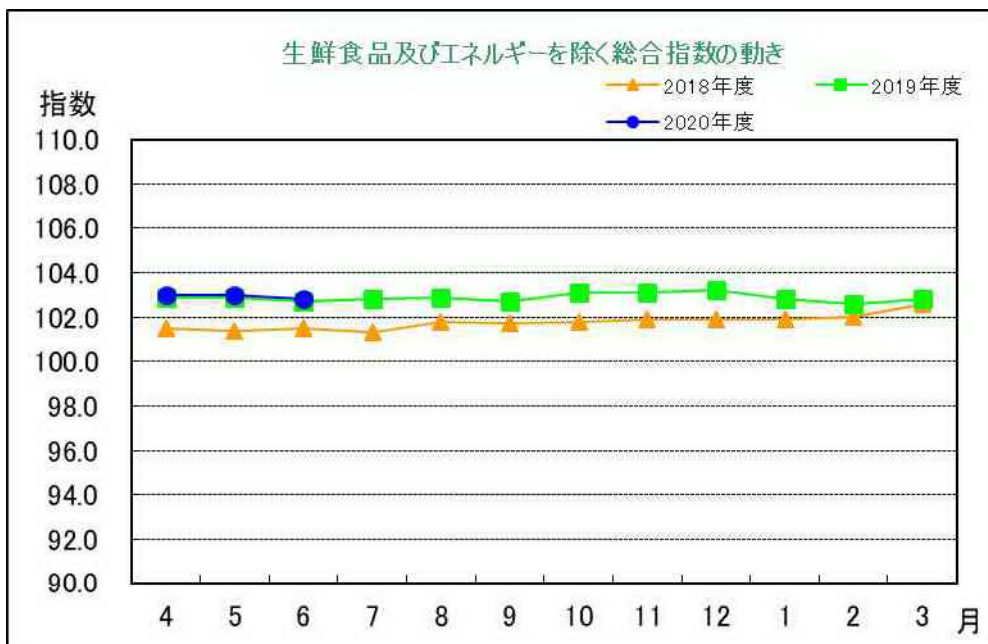
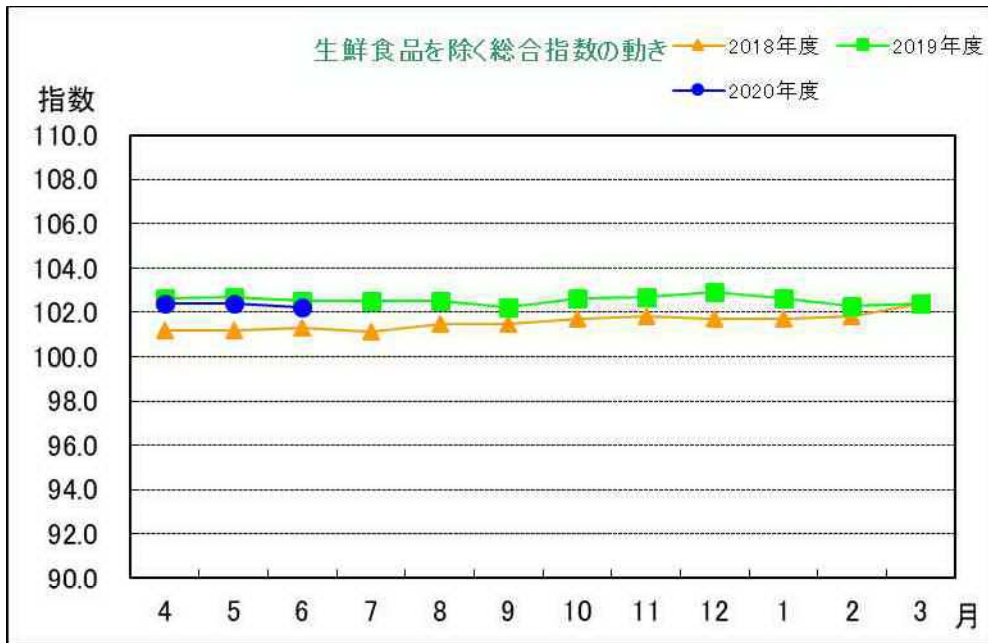
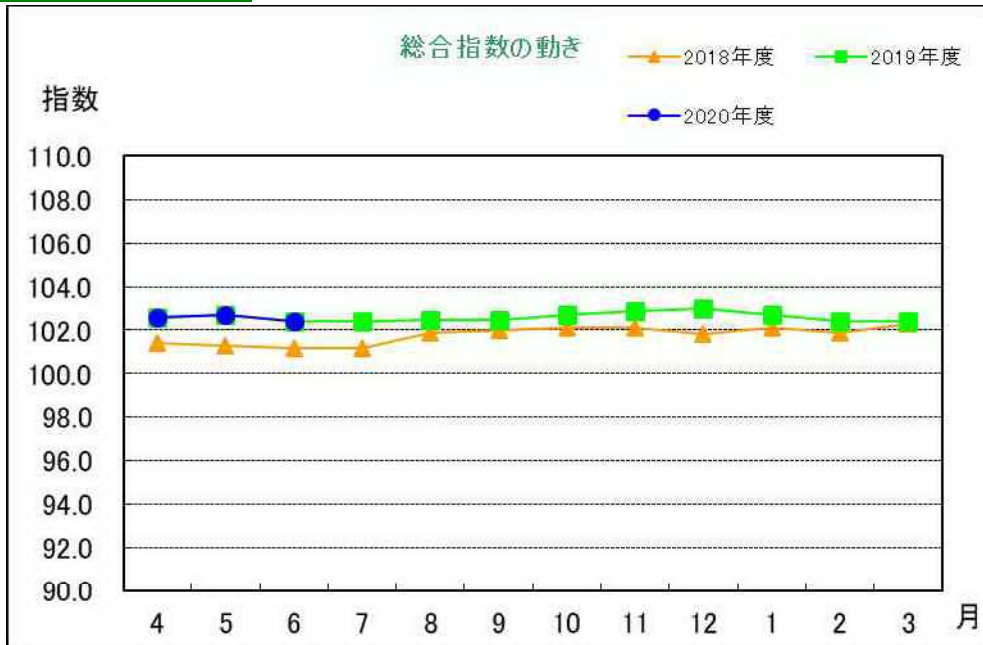
● 下落した中分類指数等の主な項目（寄与度順）

授業料等[教育]	(-)	14.3%
他の諸雑費[諸雑費]	(-)	12.4%
自動車等関係費[交通・通信]	(-)	2.2%
家庭用耐久財[家具・家事用品]	(-)	7.3%
肉類[食品]	(-)	2.2%
ガス代[光熱・水道]	(-)	3.3%

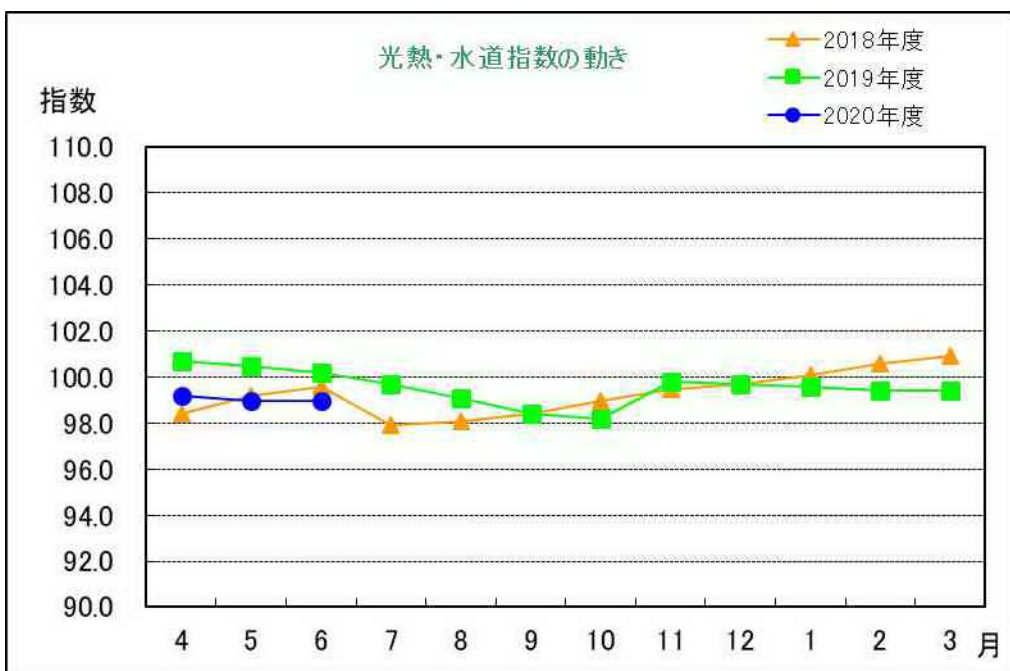
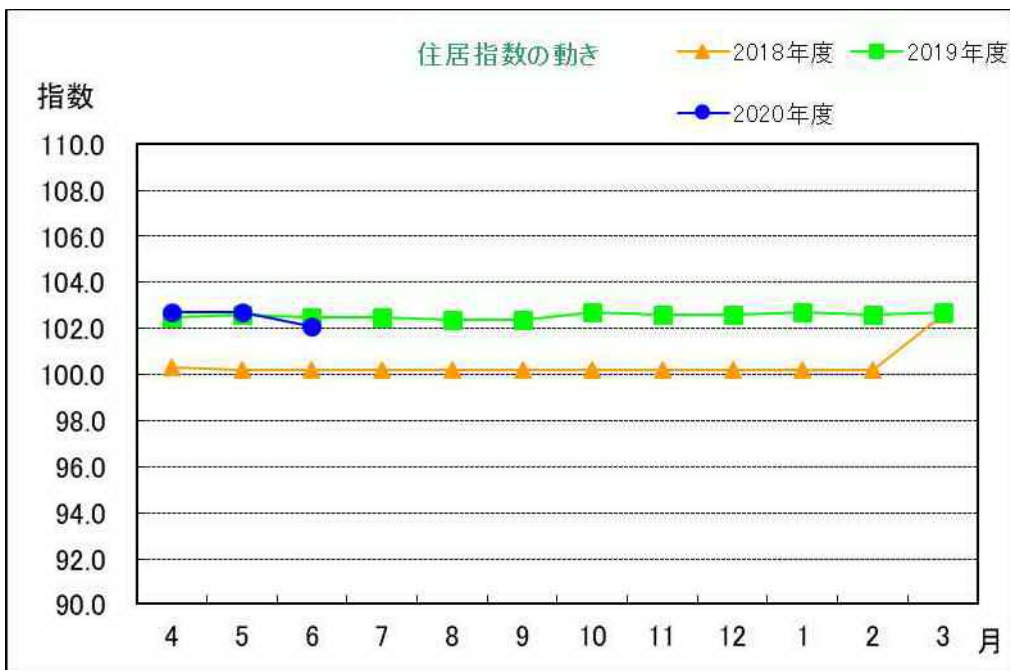
注) 中分類指数の項目のうち、寄与度および各指数の対前年同月比が比較的大きな項目のみを掲載しています。[] 内は、10大費目名です。

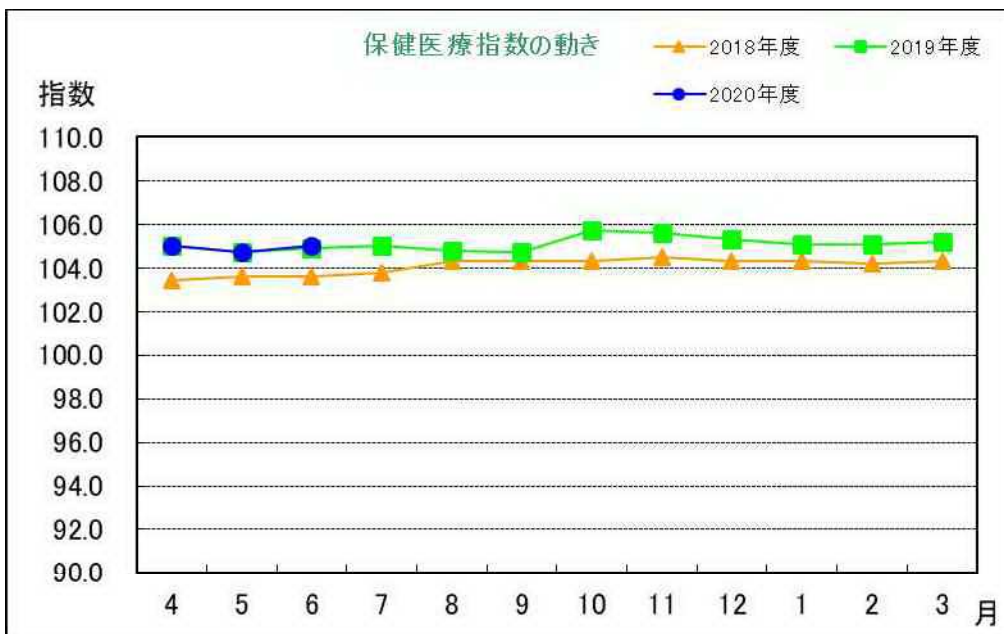
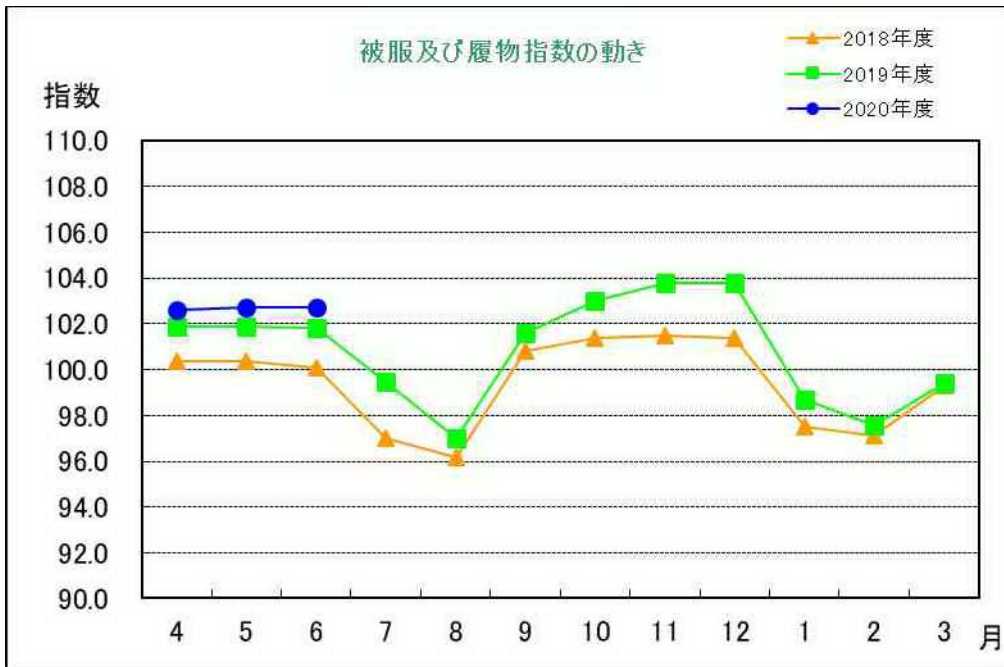
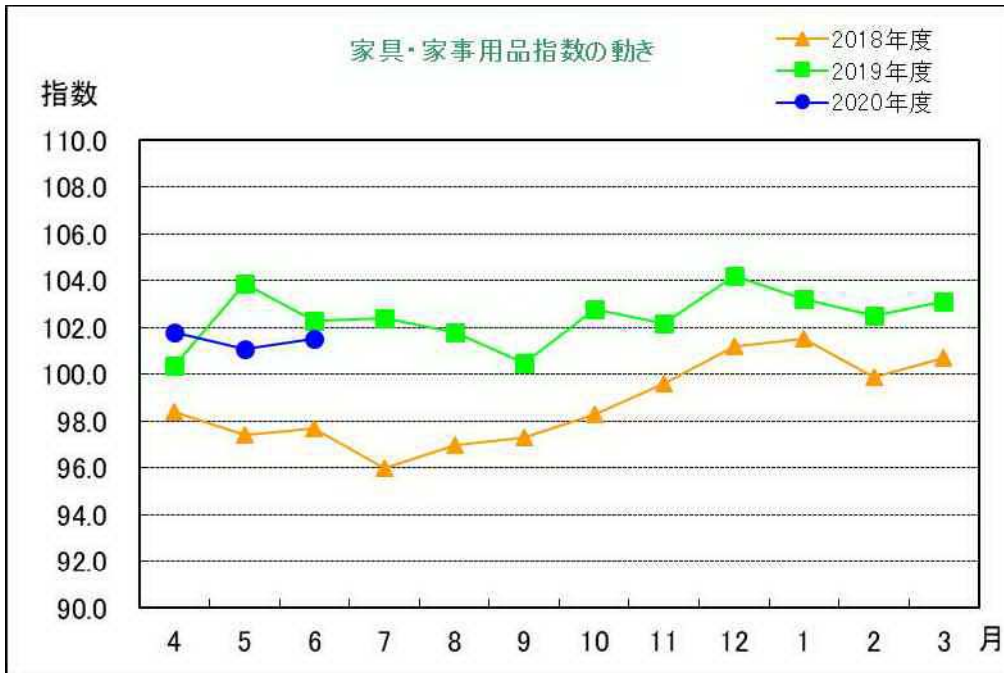
注) 生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物）については、小分類指数です。

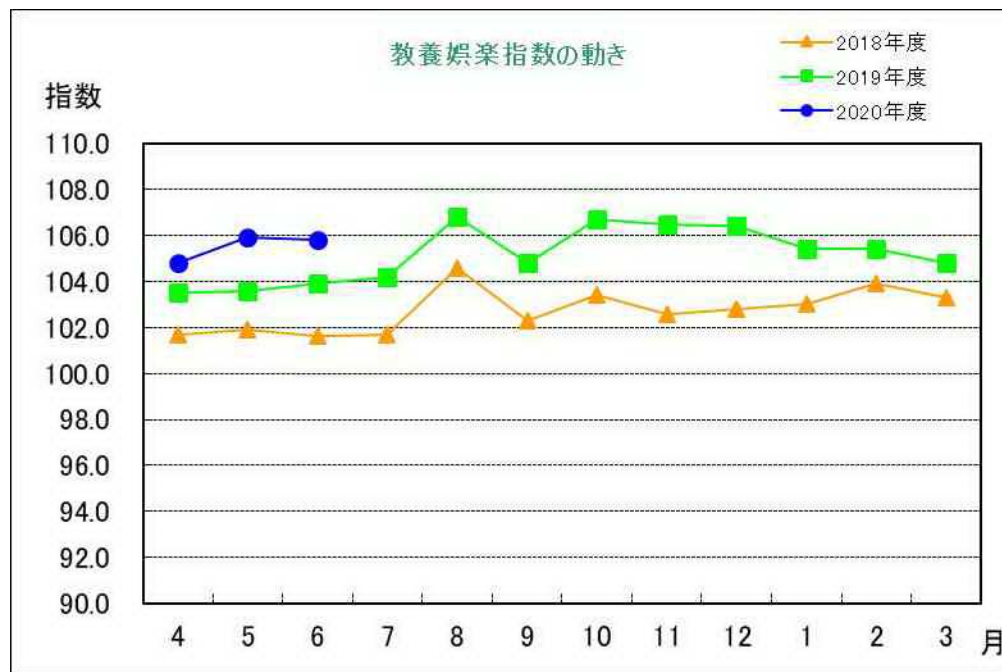
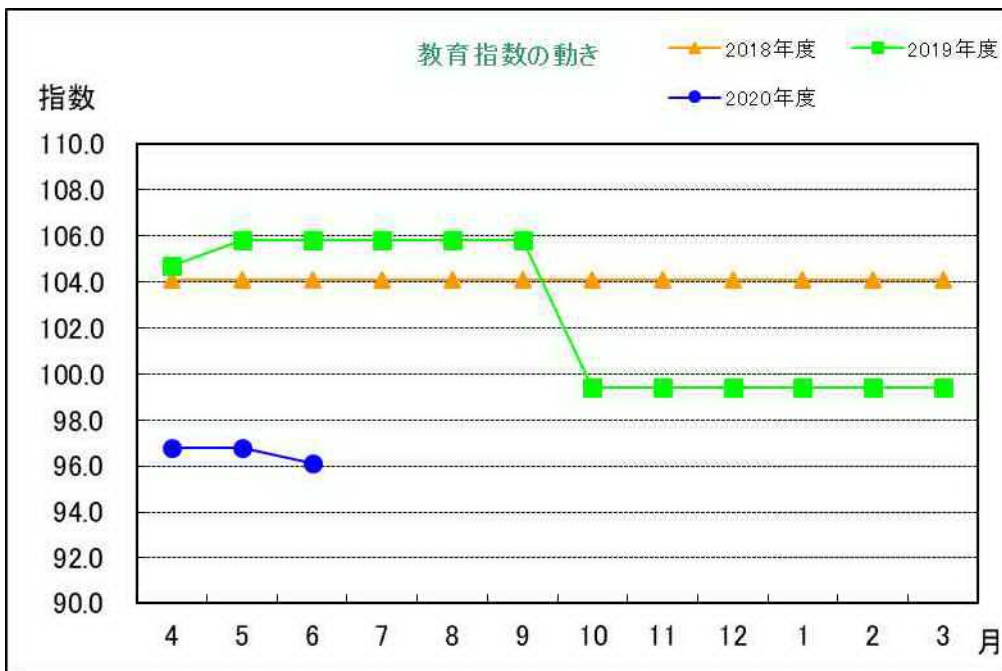
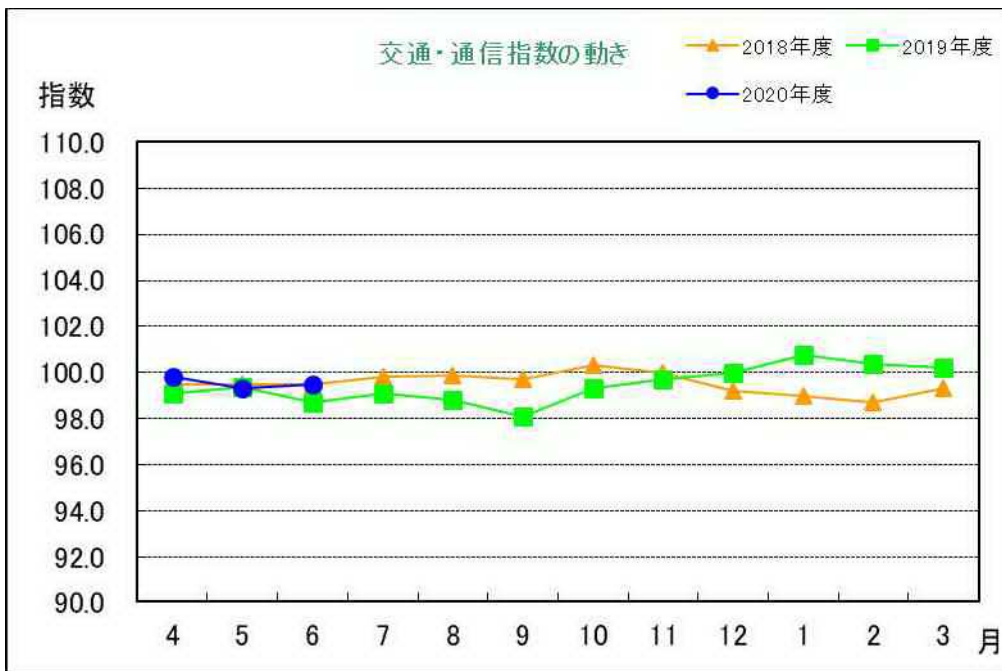
8. 総合指数別の年度比較

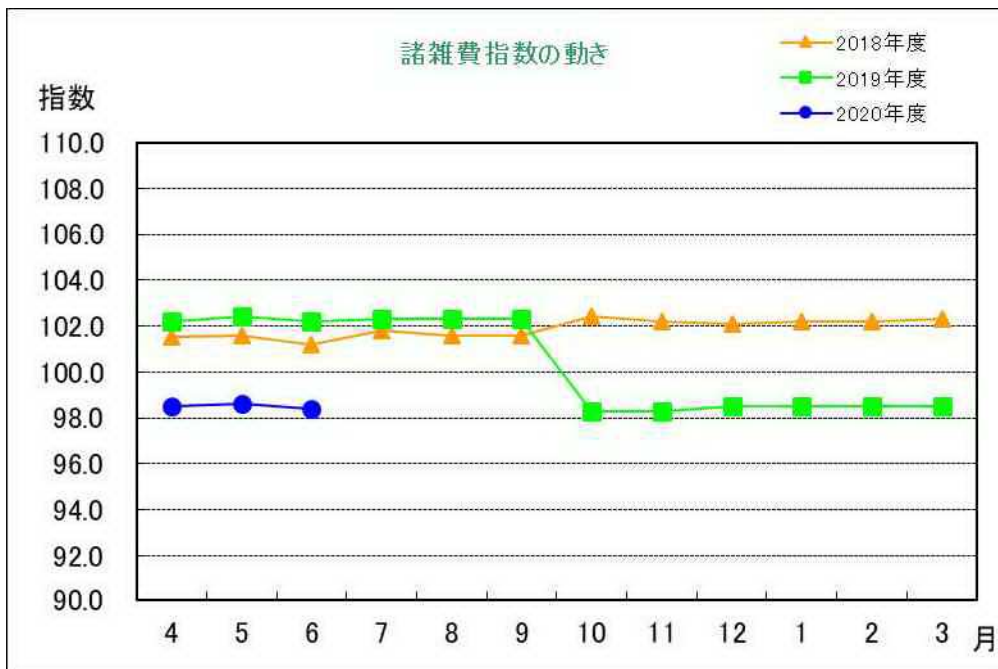


9. 10大費目別の年度比較









【参考】

消費者物価指数とは

消費者物価指数は、日常生活で私たち消費者が購入する各種商品（財やサービス）の価格の動きを総合し、平均的な物価の動きをみるために作られるもので、国民の消費生活にとって最も身近な指数です。日常購入する食料品、衣料品、電気製品、医薬・化粧品などの財の価格のほかに、授業料や家賃、理髪料、バス代などのようなサービスの価格の動きも含まれます。

10大費目とは

指数計算に採用する品目は、世帯が購入する多数の財・サービス全体の物価変動を代表できるように、家計の消費支出の中で重要度が高いこと、価格変動の面で代表性があること、さらに、継続調査が可能であること等の観点から選定された584品目に、持家の帰属家賃1品目を加えた585品目です。これらを大分類したものが10大費目です。

この資料は総務省統計局が作成、公表している全国の消費者物価指数のうち、大津市の消費者物価指数についてまとめたものです。

【次回資料提供予定】 令和2年(2020年)8月21日(金) 午前10時

賃 金 動 向

毎月勤労統計調査 賃金指数 滋賀と全国の比較

きまって支給する給与 (事業所規模5人以上)

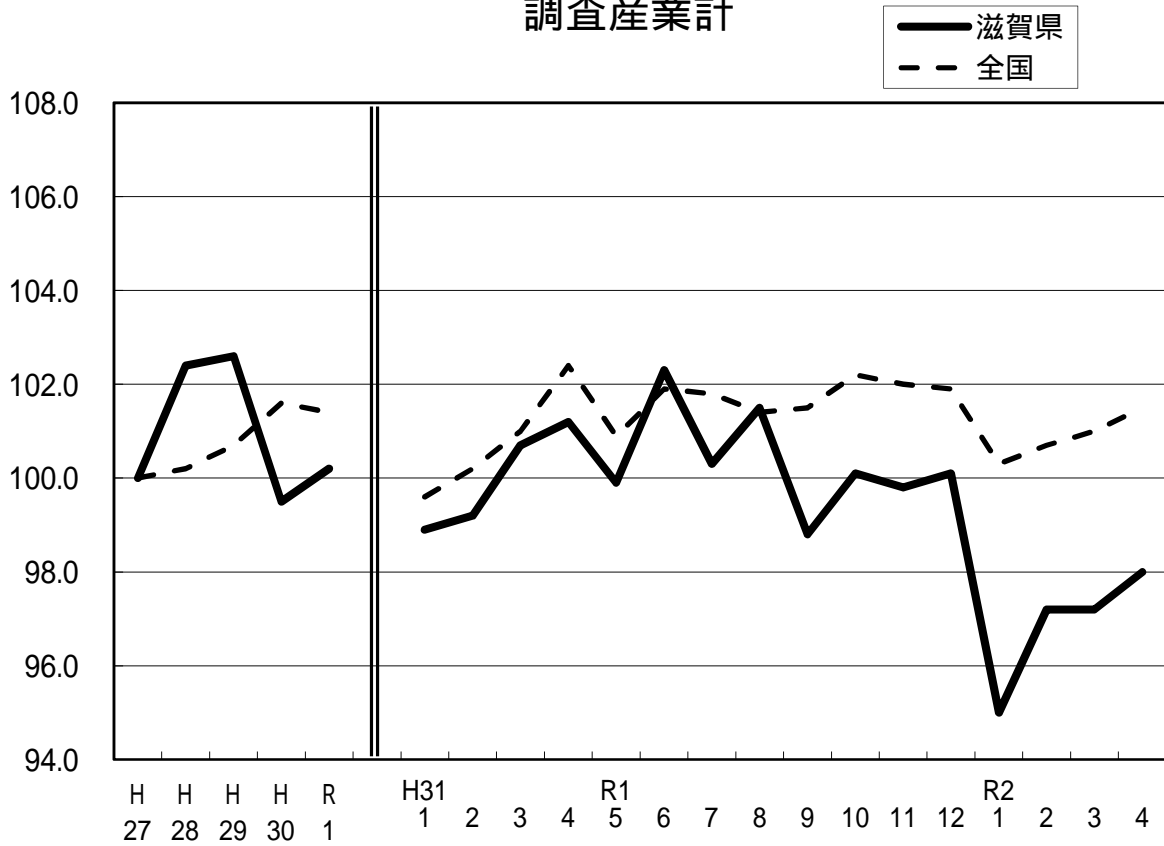
平成27年 = 100

年月	調 査 産 業 計		製 造 業	
	滋 賀 県	全 国	滋 賀 県	全 国
H27	100.0	100.0	100.0	100.0
H28	102.4	100.2	101.7	100.5
H29	102.6	100.7	102.2	101.6
H30	99.5	101.6	103.8	103.0
R1	100.2	101.4	103.9	102.8
H31/1	98.9	99.6	102.8	100.8
H31/2	99.2	100.2	104.9	102.6
H31/3	100.7	101.0	104.7	102.9
H31/4	101.2	102.4	106.4	103.9
R1/5	99.9	100.9	103.6	101.7
R1/6	102.3	101.9	104.6	103.5
R1/7	100.3	101.8	104.2	103.4
R1/8	101.5	101.4	103.6	102.4
R1/9	98.8	101.5	104.0	102.9
R1/10	100.1	102.2	102.9	103.2
R1/11	99.8	102.0	103.3	103.4
R1/12	100.1	101.9	102.3	103.3
R2/1	95.0	100.3	101.7	100.2
R2/2	97.2	100.7	104.2	101.9
R2/3	97.2	101.0	104.7	101.8
R2/4	98.0	101.5	103.7	101.5

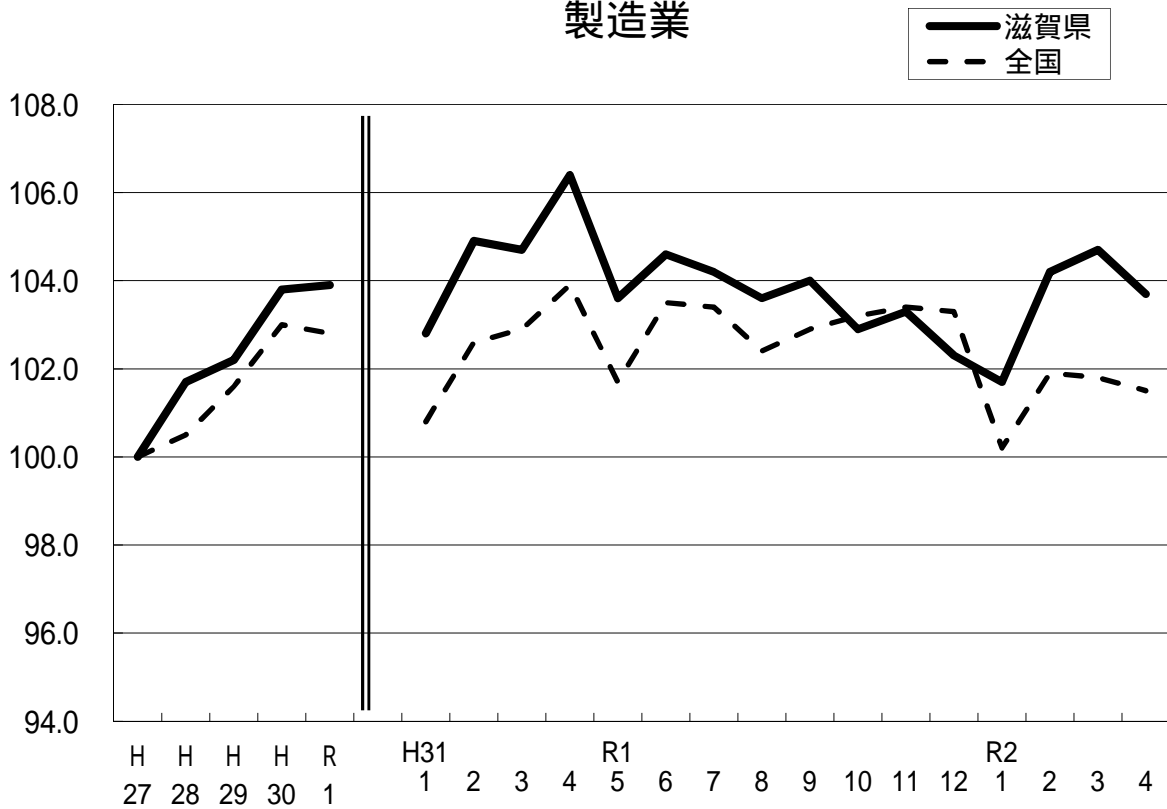
資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

毎月勤労統計調査 賃金指数 滋賀と全国の比較
 きまって支給する給与 (事業所規模5人以上)

調査産業計



製造業



2019年工業統計調査(2018年実績)結果

(従業者4人以上の事業所)

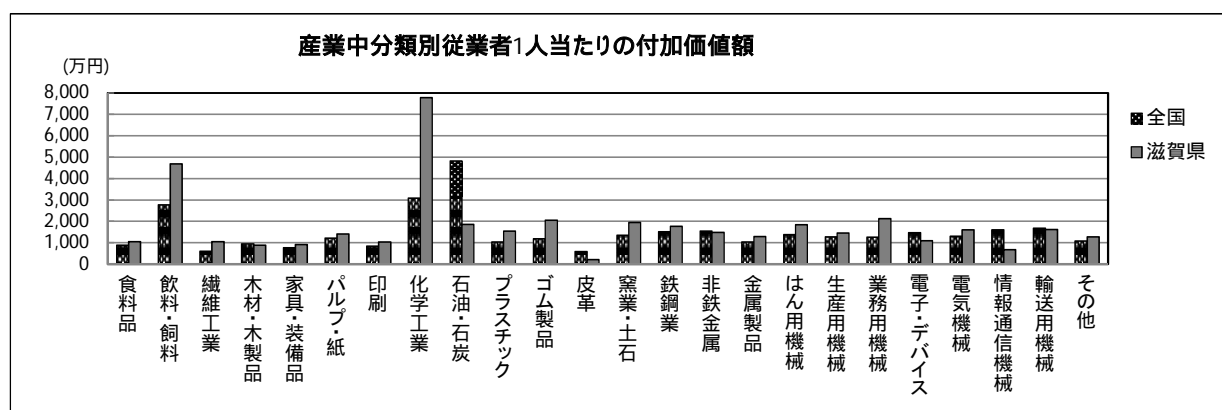
都道府県	事業所数			従業者数			製造品出荷額等			付加価値額 (従業者29人以下は 租付加価値額)			従業者1人当たり 付加価値額		
		前年比 (%)	順位	(人)	前年比 (%)	順位	(百万円)	前年比 (%)	順位	(百万円)	前年比 (%)	順位	(万円)	東京 =100	順位
1 北海道	5,060	0.4	11	170,217	1.5	18	6,323,071	3.1	19	1,691,389	4.3	23	994	79.4	41
2 青森	1,375	0.5	41	57,552	1.4	39	1,777,493	7.0	41	551,268	13.8	42	958	76.6	42
3 岩手	2,085	0.1	28	87,914	1.4	29	2,725,791	7.9	32	801,832	5.8	35	912	72.9	43
4 宮城	2,576	2.0	25	118,476	1.1	24	4,684,118	4.8	24	1,471,958	3.1	24	1,242	99.3	23
5 秋田	1,709	2.8	34	62,493	0.8	36	1,334,678	3.0	43	502,283	13.0	43	804	64.2	45
6 山形	2,436	1.9	26	100,931	0.1	26	2,862,387	1.3	29	1,058,323	5.6	27	1,049	83.8	36
7 福島	3,515	1.2	19	160,506	1.2	20	5,230,799	2.2	22	1,747,657	0.4	22	1,089	87.0	31
8 茨城	5,054	0.2	12	273,333	0.8	7	13,029,811	6.1	8	4,489,909	2.9	7	1,643	131.3	5
9 栃木	4,140	1.7	17	206,119	0.0	13	9,191,534	0.5	12	3,090,278	0.3	11	1,499	119.9	10
10 群馬	4,622	3.0	16	211,386	0.2	12	9,088,015	0.7	13	3,097,748	2.5	10	1,465	117.1	14
11 埼玉	10,777	1.1	3	396,827	0.0	4	14,099,707	4.4	6	4,812,630	0.5	6	1,213	97.0	24
12 千葉	4,845	1.5	13	211,554	2.0	11	13,113,303	8.1	7	3,156,752	1.7	9	1,492	119.3	11
13 東京	9,855	4.5	4	245,456	2.3	8	7,560,647	0.9	16	3,070,758	4.5	12	1,251	100.0	21
14 神奈川	7,336	3.5	7	355,613	1.0	6	18,428,878	2.6	2	5,306,630	0.1	4	1,492	119.3	11
15 新潟	5,227	1.6	9	189,580	1.2	17	5,077,168	4.3	23	1,903,813	3.0	21	1,004	80.3	39
16 富山	2,713	0.5	23	127,353	2.0	23	4,029,569	4.3	27	1,445,391	6.2	25	1,135	90.7	29
17 石川	2,794	2.2	22	104,943	0.5	25	3,136,918	3.9	28	1,128,110	7.6	26	1,075	85.9	33
18 福井	2,088	1.7	27	74,082	1.1	31	2,244,941	6.6	35	787,047	5.3	36	1,062	84.9	34
19 山梨	1,692	2.6	36	72,068	1.5	32	2,584,202	2.0	34	1,029,471	6.8	28	1,429	114.2	15
20 長野	4,820	2.3	14	204,708	1.0	15	6,454,877	4.6	18	2,290,530	4.6	16	1,119	89.4	30
21 岐阜	5,481	2.5	8	203,981	1.3	16	5,879,007	4.5	21	2,101,772	6.3	18	1,030	82.4	38
22 静岡	8,988	1.6	5	412,996	1.9	3	17,518,700	4.4	4	6,110,316	2.2	2	1,480	118.3	13
23 愛知	15,289	1.8	2	861,880	1.9	1	48,643,534	3.6	1	13,617,931	0.2	1	1,580	126.3	7
24 三重	3,398	1.4	20	204,829	2.2	14	11,184,451	6.5	9	3,522,269	3.4	8	1,720	137.5	4
25 滋賀	2,649	1.6	24	161,755	2.3	19	8,068,521	3.5	15	2,886,145	1.9	14	1,784	142.6	2
26 京都	4,113	2.4	18	144,761	0.1	22	5,903,855	2.9	20	2,283,592	3.9	17	1,578	126.1	8
27 大阪	15,479	1.9	1	446,219	0.7	2	17,529,438	3.1	3	5,582,060	1.6	3	1,251	100.0	21
28 兵庫	7,603	2.5	6	363,448	0.4	5	16,486,978	5.2	5	5,089,872	2.3	5	1,400	111.9	16
29 奈良	1,832	2.6	32	61,981	0.7	37	2,173,174	3.9	36	704,895	3.3	39	1,137	90.9	28
30 和歌山	1,650	2.9	37	52,803	0.4	42	2,720,167	2.1	33	848,271	11.3	32	1,607	128.4	6
31 鳥取	833	1.0	47	33,917	0.1	45	804,958	0.1	45	244,026	4.4	45	720	57.5	46
32 島根	1,128	0.5	43	42,320	1.9	44	1,271,490	8.5	44	440,738	9.3	44	1,041	83.3	37
33 岡山	3,155	1.0	21	150,208	3.1	21	8,359,134	9.9	14	1,951,063	0.4	19	1,299	103.8	19
34 広島	4,681	2.5	15	219,888	1.4	10	10,024,903	0.2	11	2,923,822	8.0	13	1,330	106.3	18
35 山口	1,701	0.5	35	96,448	3.6	27	6,700,282	9.7	17	1,939,568	0.8	20	2,011	160.8	1
36 徳島	1,089	4.2	46	47,182	0.5	43	1,853,134	4.1	39	833,105	1.4	33	1,766	141.1	3
37 香川	1,820	1.5	33	70,110	0.8	34	2,761,936	7.2	31	807,504	0.7	34	1,152	92.1	27
38 愛媛	2,077	3.5	29	76,600	0.9	30	4,264,004	2.0	26	1,024,966	6.3	29	1,338	107.0	17
39 高知	1,124	1.9	44	25,548	2.0	47	594,417	2.3	46	209,975	4.0	46	822	65.7	44
40 福岡	5,157	1.2	10	222,165	1.2	9	10,225,524	5.0	10	2,603,848	1.3	15	1,172	93.7	26
41 佐賀	1,310	1.2	42	61,397	0.3	38	2,056,823	10.3	38	772,017	12.8	37	1,257	100.5	20
42 長崎	1,640	0.1	38	56,145	2.1	41	1,788,935	2.2	40	669,374	8.3	40	1,192	95.3	25
43 熊本	1,989	1.6	31	95,231	2.5	28	2,846,144	0.2	30	1,007,514	5.8	31	1,058	84.6	35
44 大分	1,403	3.8	39	66,265	0.5	35	4,438,834	8.4	25	1,020,670	6.8	30	1,540	123.1	9
45 宮崎	1,396	1.1	40	56,232	0.3	40	1,713,999	1.3	42	610,450	2.9	41	1,086	86.8	32
46 鹿児島	2,022	0.6	30	71,329	1.3	33	2,069,148	0.1	37	713,518	4.9	38	1,000	80.0	40
47 沖縄	1,113	0.4	45	26,682	2.5	46	495,376	3.2	47	172,961	0.5	47	648	51.8	47
全国計	184,839	1.8		7,763,431	0.9		331,354,773	3.9		104,126,019	0.7		1,341		

資料出所:2019年工業統計速報(総務省・経済産業省)

産業中分類別付加価値額及び従業者1人当たりの付加価値額(全国・滋賀県)

項目 産業	付加価値額		従業者数		従業者1人当たり 付加価値額	
	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	実数 (人)	実数 (人)	金額 (万円)	金額 (万円)
合計	104,126,019	2,886,145	7,763,431	161,755	1,341	1,784
09 食料品	10,127,664	119,582	1,141,450	11,430	887	1,046
10 飲料・飼料	2,871,538	63,446	103,640	1,354	2,771	4,686
11 繊維工業	1,468,673	75,832	247,555	7,199	593	1,053
12 木材・木製品	840,557	8,541	89,075	972	944	879
13 家具・装備品	718,787	17,281	93,545	1,887	768	916
14 パルプ・紙	2,264,257	58,124	187,005	4,114	1,211	1,413
15 印刷	2,108,594	38,268	252,470	3,726	835	1,027
16 化学工業	11,520,942	584,267	374,563	7,515	3,076	7,775
17 石油・石炭	1,262,289	2,623	26,179	141	4,822	1,860
18 プラスチック	4,628,076	246,023	448,815	15,967	1,031	1,541
19 ゴム製品	1,405,487	47,116	119,474	2,297	1,176	2,051
20 皮革	115,813	206	20,049	96	578	215
21 窯業・土石	3,225,890	180,304	239,621	9,272	1,346	1,945
22 鉄鋼業	3,366,509	30,811	222,064	1,751	1,516	1,760
23 非鉄金属	2,158,644	37,491	139,931	2,539	1,543	1,477
24 金属製品	6,283,566	148,952	611,396	11,567	1,028	1,288
25 はん用機械	4,527,969	255,508	329,547	13,895	1,374	1,839
26 生産用機械	7,966,506	168,510	622,499	11,546	1,280	1,460
27 業務用機械	2,624,090	80,514	207,466	3,784	1,265	2,128
28 電子・デバイス	6,090,212	149,354	414,672	13,697	1,469	1,090
29 電気機械	6,562,888	288,791	501,578	18,055	1,308	1,600
30 情報通信機械	2,013,858	10,363	126,068	1,551	1,597	668
31 輸送用機械	18,313,081	245,173	1,091,714	15,121	1,678	1,621
32 その他	1,660,128	29,066	153,055	2,279	1,085	1,275

注：従業者4～29人の事業所については粗付加価値額。



資料出所：2019年工業統計調査(2018年実績)結果速報(滋賀県統計課)

最低賃金額と生活保護費の比較(令和2年度)

(単位：円)

都道府県	生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一扶助費）＋住宅扶助）（※）	最低賃金（平成30年度） ×173.8×0.818	最低賃金（令和元年度） ×173.8×0.818
北海道	104,649	118,711	122,407
青森	94,811	108,332	112,313
岩手	91,840	108,332	112,313
宮城	99,293	113,450	117,147
秋田	93,011	108,332	112,313
山形	93,665	108,474	112,313
福島	91,157	109,754	113,450
茨城	92,088	116,862	120,701
栃木	96,221	117,431	121,270
群馬	94,794	115,014	118,711
埼玉	112,590	127,667	131,648
千葉	109,123	127,241	131,221
東京都	123,723	140,036	144,017
神奈川県	119,955	139,752	143,732
新潟	96,336	114,161	118,000
富山	90,918	116,720	120,559
石川	96,184	114,588	118,284
福井	91,853	114,161	117,858
山梨	89,616	115,156	118,995
長野	93,482	116,720	120,559
岐阜	94,949	117,289	120,985
静岡県	100,608	121,980	125,819
愛知	102,871	127,667	131,648
三重	92,608	120,274	124,113
滋賀	97,812	119,279	123,118
京都	109,453	125,393	129,231
大阪	112,783	133,070	137,050
兵庫県	107,976	123,829	127,809
奈良	96,042	115,299	118,995
和歌山	92,762	114,161	118,000
鳥取	92,275	108,332	112,313
島根	88,912	108,617	112,313
岡山	99,116	114,730	118,426
広島	103,640	119,990	123,829
山口	89,672	114,019	117,858
徳島	86,342	108,901	112,740
香川	92,384	112,597	116,294
愛媛	93,904	108,617	112,313
高知	90,549	108,332	112,313
福岡	98,163	115,725	119,564
佐賀	88,378	108,332	112,313
長崎	91,058	108,332	112,313
熊本	89,839	108,332	112,313
大分	90,190	108,332	112,313
宮崎	89,702	108,332	112,313
鹿児島	89,402	108,190	112,313
沖縄	93,445	108,332	112,313

(注1) 上記の額は四捨五入後の額である。

(注2) 生活保護のデータについて、生活扶助基準は都道府県内の人口による加重平均であり、住宅扶助は実績値である。

滋賀県最低賃金改正状況一覧(年度別推移)

区分 年度別	時間額	引上げ額	目安額	引上げ率	発効日	備考
平成17年度	657	5	3	0.77	H17.10.1	
平成18年度	662	5	4	0.76	H18.10.1	
平成19年度	677	15	14	2.27	H19.10.25	
平成20年度	691	14	11	2.07	H20.10.18	
平成21年度	693	2	示さず	0.29	H21.10.1	
平成22年度	706	13	10	1.88	H22.10.21	
平成23年度	709	3	1	0.42	H23.10.20	
平成24年度	716	7	4	0.99	H24.10.6	
平成25年度	730	14	12	1.96	H25.10.25	
平成26年度	746	16	15	2.19	H26.10.9	
平成27年度	764	18	18	2.41	H27.10.8	
平成28年度	788	24	24	3.14	H28.10.6	
平成29年度	813	25	25	3.17	H29.10.5	
平成30年度	839	26	26	3.20	H30.10.1	
令和元年度	866	27	27	3.22	R1.10.3	

